

(仮訳)

1980 年子奪取条約

グッドプラクティス ガイド

第 VI 部
第 13 条 1 項(b)

『国際的な子の奪取の
民事上の側面に関する
1980 年 10 月 25 日条約』
における
グッドプラクティス
ガイド

第 VI 部
第 13 条 1 項(b)

Published by
The Hague Conference on Private International Law – HCCH
Permanent Bureau
Churchillplein 6b
2517 JW The Hague
The Netherlands

 +31 70 363 3303

 +31 70 360 4867

secretariat@hcch.net
www.hcch.net

© Hague Conference on Private International Law 2020

All rights reserved. No part of this publication may be reproduced, stored in a retrieval system, or transmitted in any form or by any means, including photocopying or recording, without the written permission of the Permanent Bureau of the HCCH.

ISBN 978-94-90265-93-9

Published in The Hague, the Netherlands

序

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年 10 月 25 日条約の締結から 40 周年を迎えるにあたり、ここに、ハーグ国際私法会議 (HCCH) によるハーグ子奪取条約のグッドプラクティスガイド第 VI 部を提供できることを大変喜ばしく思います。本ガイドは、本条約の重要な条項である第 13 条 1 項 (b) (重大な危険の例外) について解説するものです。

今回の出版は、国際家族法の分野に従事し、ハーグ子奪取条約の第 13 条 1 項 (b) の適用に直面している裁判所、中央当局、弁護士、及び実務家の皆さんに向けた手引きを示すことを企図しています。当該条項は本条約における子の迅速な返還の例外のひとつを定めるものです。近年、子の連れ去り事案においてこの抗弁の主張が増えており、また専門家の間では、当該条項の誤った適用はハーグ子奪取条約が保っている微妙なバランスを危うくするとの懸念が広まりました。こうした経緯により、HCCH の運営機関である一般問題政策評議会は、常設事務局に対し、各国の幅広い専門家から構成される専門家会議の支援を得て、第 13 条 1 項 (b) の解釈及び適用に関するグッドプラクティスガイドの編纂を指示したのです。

この機会を捉え、本ガイドの編纂と取り纏めに貢献してくれたすべての方々に感謝申し上げます。まず初めに、作業部会の皆さん (リストは本ガイドに掲載しています)、とりわけ、2013 年の第 1 回会合から部会長を務められたダイアナ・ブライアント氏に謝意を表します。本ガイドが無事完成したのは、ブライアント判事の卓越した指揮、強い責任感、そして忍耐の賜物です。また、このプロジェクトにずっと携わってくれた常設事務局のスタッフやインターンの皆さんにも感謝いたします。こうした堅実な作業の後、本ガイドは HCCH 加盟国の承認に付されました。全 83 加盟国の承認を得られたことで、本条約の運用における二次的な情報源として、本ガイドは信頼のおけるものであるとしてその価値が認められました。

国際的な子の連れ去り事案を日常的に扱う専門家であれ、稀にしか扱わない専門家であれ、極めて重大な状況に置かれた子どもとその家族を支援するために欠かせない道具を手にすることは非常に重要です。今回の出版により、専門家、特に裁判官の皆さんが、重大な危険の例外の繊細な分析において、こうした家族を支援する道具を持つことになるかと望みます。裁判官の皆さんが、子の返還にあたり、十分な説明をもって迅速な判断を下すことができることは重要です。また中央当局や他の実務家の方々にとっても、第 13 条 1 項 (b) の抗弁が提起された事案に取り組むにあたって、本ガイドは有益であると思います。本ガイド中に引用されている決定は、HCCH が運営する国際的な子の連れ去り事案の判例データベースである INCADAT 上で閲覧が可能ですので、個別事案における当該条項の具体的な適用例を読者の皆さんに示すことになるでしょう。

今回の出版はこのように重要な意義を有するものであり、世界中の子どもと家族の利益という観点において、ハーグ子奪取条約第 13 条 1 項 (b) の統一的な適用とより良い運用に資することと確信しています。

クリストフ・ベルナスコーニ (ハーグ国際私法会議事務局長)

目次

用語	7
はじめに	13
I. 1980 年条約の 枠組みの一部 としての 第 13 条 1 項(b)	19
1. 原則：子の返還	21
a. 本条約の目的及び基礎となる概念	21
i. 監護の権利を侵害している場合、連れ去り又は留置は不法である	21
ii. 不法な連れ去り又は留置は、子にとって有害である	21
iii. 常居所地国の当局は、監護及び接触について決定する最善の立場にある	22
b. 返還の決定：監護の決定ではない	22
c. 簡易な返還手続	22
d. 締約国間の協力	23
e. 直ちに子の返還を命ずる義務	23
f. 直ちに返還を命ずる義務の限定的な例外	24
g. 例外の制限的な解釈	24
2. 第 13 条 1 項(b)——重大な危険の例外を理解する	25
a. 3 種類の「重大な危険」	25
b. 子に対する重大な危険	26
c. 「重大な危険」の程度	26
d. 「将来予測による」重大な危険の例外	27
II. 実務における 第 13 条 1 項(b)	29
1. 重大な危険の例外を考える	31
a. 段階的な分析	31
b. 保護的措施	34
c. 実務上の取り決め	35
d. 手続及び証拠に関する規則	36
i. 立証の責任	36
ii. 情報及び証拠を返還の問題に限定すること	36
iii. 子の社会的背景に関する情報の許容性	36
iv. 返還申請書及び添付書類の許容性	37
2. 第 13 条 1 項(b)に基づき提起され得る主張の例	37
a. 子又は連れ去った親（TP）（もしくはその両方）に対する DV	37
b. 返還後の子に対する経済上又は発達上の不利益	40
c. 常居所地国の状況に関する危険	41
d. 子の健康に関する危険	42
e. 連れ去った親（TP）からの別離（TP が子の常居所地国に戻れないか戻ろうとしない場合）	43
i. 不法な連れ去り及び留置による、子の常居所地国における連れ去った親に対する刑事訴追	44

ii. 連れ去った親が直面する出入国管理上の問題	45
iii. 常居所地国の司法への効果的なアクセスの欠如	45
iv. 連れ去った親に関する医療上の理由又は家庭の事情	46
v. 返還に対する明確な拒否	47
f. 兄弟姉妹との別離	48
III. 第 13 条 1 項(b)案件における 裁判所のためのグッドプラクティス	51
1. 基本的な原則：効果的なケースマネジメント	53
2. 適切なケースマネジメントのプラクティス	54
a. 関連事項の早期の特定	54
b. 話し合いによる解決	54
c. 当事者の手続参加	55
d. 子の手続参加	56
e. 証拠	57
f. 証拠としての専門家	57
g. 中央当局及び DJC による援助	58
IV. 第 13 条 1 項(b)案件における 中央当局のための グッドプラクティス	61
1. 中央当局の一般的義務——協力及び情報の提供	63
2. 重大な危険の例外に関する中央当局の限られた役割	63
3. 要請を行った国の中央当局のグッドプラクティス	64
4. 要請を受けた国の中央当局のグッドプラクティス	64
V. 有用な資料	65
1. 1980 年条約に関する解説報告書	67
2. 第 14 回会合（1980 年）の記録	67
3. 国際的な子の連れ去り事件のデータベース（INCADAT）	67
4. HCCH により刊行されたグッドプラクティスガイド	68
5. ハーグ裁判官ネットワーク（IHNJ）	68
6. 国際的な子の保護に関する裁判官のニュースレター	68
7. 各国当局が発行する文書	69
引用判例索引	71

用語

第 13 条 1 項(b)事案：

「第 13 条 1 項(b)事案」とは、本ガイドにおいて、1980 年条約に基づき子の返還を求めて起こされた国際的な子の連れ去り案件であり、その中で第 13 条 1 項(b)の例外が主張されているものをいう。

ケースマネジメント：

「ケースマネジメント」とは、特に事件が迅速に審理され、手続において不当な遅延が生じないようにするために、裁判所が事件の進行を管理するプロセスをいう。

子の虐待：

「子の虐待」とは、各法域において使用される定義に応じて、子に対する種々の身体的、感情的又は心理的な放置、暴行や暴言又はわいせつ行為であり、概して親その他の者による作為又は不作為に起因するものをいう。

直接的な司法間コミュニケーション（DJC）：

「直接的な司法間コミュニケーション（DJC）」とは、特定の事案に関して、異なる管轄に所在する現職の裁判官の間で行われる連絡をいう¹。

DV 及び家庭内暴力：

「DV」又は「家庭内暴力」とは、各法域において使用される定義に応じて、家庭内での様々な虐待的振る舞い（身体的、感情的、心理的、性的及び経済的虐待等を含む）をいう。このような暴力は、子に向けられ得るもの（「子の虐待」）、パートナーに向けられ得るもの（「配偶者虐待」若しくは「近親者間暴力」ということもある）、又はその他の家族に対して向けられ得るものがある。

家庭内暴力：

上記「DV 及び家庭内暴力」を参照のこと。

重大な危険：

本ガイドの適用上、子に対する「重大な危険」とは、子を返還することによって子が心身に害悪を受け、又は子が他の耐え難い状態に置かれることとなることをいう。

¹ 『直接的な司法間コミュニケーション（DJC）——ハーグ裁判官ネットワークの発展に関する新手引き及びハーグ裁判官ネットワークとの関係における司法連絡一般原則（特定の案件における直接的な司法間コミュニケーション（DJC）に関して一般に受け入れられている保護条項を含む）』、ハーグ、2013 年、12 頁（以下、『司法連絡に関する新手引き』（HCCH ウェブサイト<www.hcch.net>の「Child Abduction（子の奪取）」ページ内の「Direct Judicial Communications（直接的な司法間コミュニケーション（DJC）」）からも閲覧可能）。

重大な危険の例外：

本ガイドの適用上、「重大な危険の例外」とは、1980 年条約第 13 条 1 項(b)に定められた例外（3 種類の重大な危険、すなわち、子が身体的な害悪を受けること、子が心理的な害悪を受けること、又は子が他の耐え難い状態に置かれることを含む）をいう²。

ハーグ裁判官ネットワーク：

「ハーグ裁判官ネットワーク（IHNJ）」とは、国際的なレベルで裁判官の間の連絡及び協力を促進し、また 1980 年条約の効果的な運用を援助するために、ハーグ国際私法会議（HCCH）によって設立された、家庭問題を専門に扱う裁判官のネットワークをいう。

連れ去られた親（LBP）：

「連れ去れた親（LBP）」とは、1980 年条約に基づき、監護の権利が侵害されて子が他の締約国に不法に連れ去られ、又は他の締約国において不法に留置されていると主張する個人、施設又は機関をいう。

リスト掲載：

「リスト掲載」とは、事件を裁判所の審理予定表に載せる手続をいう。

ミラーオーダー：

「ミラーオーダー」とは、要請を受けた国及び要請を行った国の双方の裁判所によって発令される同一又は類似の命令をいう（特定の法制度及び地域においてのみ利用可能）。各命令は、当該命令が発令された国において執行可能かつ有効である。

実務上の取決め：

「実務上の取決め」とは、裁判所が子の返還を促進及び実施するために返還命令の一環として定める取決めをいう。実務上の取決めは、重大な危険に対処することを意図して定められるものではなく、保護的措置とは区別されるべきである。

保護的措置：

本ガイドの適用上、「保護的措置」とは、重大な危険に対処するために利用できるものとして広く理解される措置をいう。

要請を受けた国：

「要請を受けた国」とは、子が連れ去られた先の国、又は子が留置されている国であり、返還手続が行われる国をいう³。

² 本ガイド第 1.2 節参照。

³ 1980 年条約第 11 条 2 項、第 12 条 3 項、第 13 条 1 項、第 14 条、第 17 条、第 20 条及び第 24 条参照。

要請を行った国：

「要請を行った国」とは、当該国の中央当局又は当該国の個人の当事者が子の返還申請を行い、それゆえ 1980 年条約に基づく子の返還を要請している国をいう。通常、子の連れ去り又は留置が生じる前の、子の常居所地国である⁴。

返還手続：

「返還手続」とは、子が自国に連れ去られ、又は自国において留置されている締約国（「要請を受けた国」）の司法当局又は行政当局で行われる、子の返還のための 1980 年条約に基づく手続をいう⁵。返還手続は、管轄地域にもよるが、LBP、LBP を代理する弁護士、要請を受けた国の中央当局又は検察官等の公的機関により申し立てられる。

監護の権利：

本ガイドの適用上、「監護の権利」とは、1980 年条約第 5(a)条で定義された意味で理解されるものとし、「子の監護に関する権利、特に、子の居所を決定する権利」を含む。

子の手続代理人：

「子の手続代理人」とは、返還手続において子を代理するために裁判所から指名又は承認された個人又は機関（子どもの独立した弁護士（ICL）及び子の法定代理人を含むが、これらに限定されない）をいう。

連れ去った親（TP）：

「連れ去った親（TP）」常居所地国から他の締約国へ子を不法に連れ去り、又は他の締約国において子を不法に留置しているとされる者。

アンダーテイキング：

「アンダーテイキング」とは、自然人（通常、LBP）が裁判所に対して行う、ある特定の事項を行う、又は行わないことについての任意の約束、確約又は保証をいう。特定の法域にある裁判所は、子の返還に関して、LBP からのアンダーテイキングを受領したり、これを要請したりすることもある。返還手続との関係において、要請を受けた法域にある裁判所に対して正式に行われたアンダーテイキングは、子の返還先の国において強制力を伴う場合も、強制力を伴わない場合もある⁶。

⁴ 1980 年条約第 9 条（「要請を行った中央当局」）及び第 11 条 2 項参照。

⁵ 1980 年条約第 12 条 1 項参照。

⁶ 本ガイドでは、『1980 年ハーグ子の奪取条約に基づく優良実践指針：第 I 部——中央当局の業務』、ブリストル、家族法（Jordan Publishing）、2003 年（以下、『中央当局の業務に関する優良実践指針』という。）（HCCH ウェブサイト<www.hcch.net>の「Publications（刊行物）」ページからも閲覧可能）に規定される「アンダーテイキング」の定義を採用する。



はじめに

1. 本ガイドでは、「**重大な危険の例外**」⁷としても知られる『**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年10月25日条約**』（以下、「1980年条約」又は単に「本条約」という。）**第13条1項(b)**について扱う⁸。
2. 第13条1項(b)⁹は、次のように規定する。

「①前条（第12条）の規定にかかわらず、要請を受けた国の司法当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てる個人、施設又は他の機関が次のいずれかのことを証明する場合には、当該子の返還を命ずる義務を負わない。
（省略）
b 返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること。」
3. 本ガイドの目的は、各種注釈書（本条約の解説報告書¹⁰等）、特別委員会の過去の結論及び勧告¹¹並びに1980年条約に関する既存のグッドプラクティスガイドを踏まえて、1980年条約の条件及び目的に基づき、重大な危険の例外の適切かつ一貫した適用を推進することである。この目的を達成するため、本ガイドは、重大な危険の例外についての解釈及び適用に関する情報及びガイダンスを提供するとともに、様々な法域から集められたグッドプラクティスを共有するものである。
4. 本ガイドは、5つの節に分けられる。第Ⅰ節では、1980年条約の枠組みの一部として、第13条1項(b)について説明している。第Ⅱ節では、第13条1項(b)の実務上の適用について詳述している。第Ⅲ節では、迅速かつ効果的な方法でプロセスを管理するという、また重大な危険の例外が主張された際に、返還手続を審理する裁判所が当該主張を評価する際の¹²一助となるよう意図された、運用上の指針及びグッドプラクティスを提供している。

⁷ 上記「用語」中の「重大な危険」及び「重大な危険の例外」参照。

⁸ 本ガイドは、HCCHにより刊行された『1980年条約に基づく優良実践指針』シリーズの第Ⅵ部である。下記第Ⅴ節4参照。別段の定めのある場合を除き、本書における「本ガイド」への言及は、この特定の指針（当該シリーズ第Ⅵ部）についてのものである。

⁹ 別段の定めのある場合を除き、本ガイドの本文又は脚注における条項への言及は、1980年条約の条項についてのものである。

¹⁰ *Actes et documents de la Quatorzième session (1980)*、第Ⅲ巻、*子の奪取*、ハーグ、Imprimerie Nationale、1982年、426頁～473頁における、E・ペレス・ヴェラ「1980年ハーグ子の奪取条約に関する解説報告書」（以下、「解説報告書」という。）参照（HCCHウェブサイトでも閲覧可能（注6に示される経路参照）。「解説報告書」では、特に、本条約の準備作業及び締結の状況に関する情報が提供されており、本条約を解釈するための補助的手段として利用することができる。『条約についての法に関する1969年5月23日付ウィーン条約』第31条～第32条参照。

¹¹ 新しいHCCH条約を展開・交渉するため、又は既存のHCCH条約の実務上の運用を見直すために、特別委員会がHCCHにより設立され、その事務局長により召集される。特別委員会は、HCCHのメンバー及び本条約の締約国が指定した専門家から構成される。その他の利害関係国（特に、常設事務局に対し本条約に加わることへの関心を表明した国）及び関連国際組織の代表者が、これにオブザーバーとして参加することもある。特別委員会が採用した結論及び勧告（「C&R」）は、本条約の正確な解釈及び実務上の運用に関して重要な役割を果たす。

¹² 本方針における「裁判所」への言及は、1980年条約（第11条）に基づく子の返還のための手続を審議する、権限のある司法当局又は行政当局についてのものである。

第 IV 節では、本条約に基づき指定された中央当局¹³が第 13 条 1 項(b)の例外が主張されている事案を処理する際の一助となるよう、中央当局の役割に関する情報を記載している。第 V 節では、有用な資料について言及している。本ガイドは、第一義的には裁判所及び中央当局に向けられたものであるが、法律家その他の施設及び機関にとっても参考になり得るものである。

5. 本ガイドは第 13 条 1 項(b)に焦点を当てたものであるが、1980 年条約の他の規定及びその他の国際的な合意が、本条の適用において役に立つ範囲内で参照されている。特に、締約国間で効力を有する場合、『親責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する 1996 年 10 月 19 日条約』（以下、「1996 年条約」という。）は、1980 年条約を様々な重要な点において補足、強化するものとして、国際的な子の奪取の対象となっている子の利益となり得るものである¹⁴。HCCH のウェブサイト（<www.hcch.net>）には、第 13 条 1 項(b)案件に関わる国が 1996 年条約の締約国であるか否かについての最新情報が掲載されている（「Protection of Children（子の保護）」ページ内の「Status Table（進捗管理表）」）。
6. 子の権利を擁護する 1980 年条約の継続的な妥当性については、その採択に続く、国際的な法的枠組みの発展を通じて確かめることができる¹⁵。1989 年の国連による児童の権利条約（以下、「UNCRC」という。）の締約国は、例えば、1980 年条約に基づく返還手続への子の参加といった問題に関して義務を負う（第 13 条 1 項(b)の例外が提起される場合を含む）¹⁶。1980 年条約は、子が返還手続のプロセス及び結果について知らされ、返還手続において意見を述べる権利を擁護する。子が十分な年齢に達しかつ十分に成熟している場合、子の意見は正当に考慮されるべきである。

¹³ 1980 年条約第 6 条参照。

¹⁴ 1996 年条約第 7 条及び第 50 条等参照。国際的な子の奪取案件における 1996 年条約の適用可能性に関する詳細は、HCCH により刊行された『1996 年子の保護条約の運用に関する実用ハンドブック』、ハーグ、2014 年（以下、「1996 年条約に関する実用ハンドブック」という。）（HCCH ウェブサイトにおいて閲覧可能（注 6 に示される経路参照）、第 13 章第 A 節等参照。N・ロウ及び M・ニコルス『子の保護に関する 1996 年条約』、Jordan Publishing、2012 年、第 7 章も参照のこと。

¹⁵ 子の弁護士事務所対バレグ、2018 SCC 16、カナダ最高裁判所（カナダ）[INCADAT 参照コード：HC/E/CA 1389] 第 34 段参照。本件において裁判所は、1980 年条約及び UNCRC の両方が「子の最善の利益の保護」、「子のアイデンティティ及び家族関係の保護」、並びに「子の不法な連れ去り及び留置の防止」に努めており、また両条約が「ハーグ条約第 13 条 2 項に関連して以下に論じられるとおり、十分に成熟している子は、自己が居住する場所について発言権を持つべきであるという原則を容認している」と判決した。

¹⁶ UNCRC 第 12 条等参照。

7. 本ガイドは、一般的見地から解釈上の問題を取り扱ってはいるが、**個別の事案における第 13 条 1 項(b)についての解釈を指示することを意図するものではない**。同項の最終的な解釈については、個別の事案における特定の事実を十分配慮した上で、「返還について決定する権限のある当局」が排他的に判断すべき事柄であり続ける¹⁷。1980 年条約の事案は、その案件ごとの固有性が高いことがよく知られており、裁判所、中央当局その他は、本ガイドを参照する際、そのことを留意するよう強く求められる。
8. さらに、重要なこととして、本ガイドのいずれの記載も、1980 年条約（及びその他一切の HCCH 条約）の締約国及びその司法当局その他の当局を拘束するものとは解釈され得ないということを強調しておく。本ガイドに記載されるグッドプラクティスは、本質的かつ純粋に助言的なものであり、関連する法律及び手続（法律上の慣習からくる相違を含む）に服する。また、本ガイドは、すべての締約国における法的な見解を記載することを意図されたものではなく、必然的に、国内の法律学及び比較法学についての言及はあくまで限定的なものにすぎない。最後に、個別の事案への言及は、裁判所が重大な危険の主張に対してどのようにアプローチしてきたのかという例を提供するために行われるものであり¹⁸、裁判官その他本ガイドを利用する者に対して厳格かつ明確な指示を与えることは意図するものではないということが理解されなければならない。判例法への言及は、当該特定の事案においてどのような結論に至ったかにかかわらず、本ガイドの該当部分で論じられる特定の問題を説明する目的で行われる。本ガイドにおいて引用されるすべての決定は、INCADAT¹⁹において、全文が原語で、またその要約が英語、フランス語及びスペイン語のうち少なくともいずれかの言語で閲覧可能である。本ガイドでは、判例法の妥当性について迅速に示すために、関連する争点の概略が本ガイドにおいて提示される。古い決定は新たな判例法により覆され、また修正され得ることについて留意する必要がある。本ガイドの読者は、INCADAT 又はその他の情報源を通じ、検討中の事件における第 13 条 1 項(b)の特定の側面に関して、より新しい判例法が存在するかどうか確かめるべきである。
9. すべての締約国は、自国における第 13 条 1 項(b)の適用に関する従来の実務慣行を見直し、また適切かつ実現可能な場合には、このような慣行を改善することが奨励される。

¹⁷ 「1980 年子の奪取条約及び 1996 年子の保護条約の実務上の運用に関する特別委員会第 I 部及び第 II 部の結論及び勧告並びに会合第 II 部の報告」第 62 段、並びに「1980 年ハーグ子の奪取条約及び 1996 年ハーグ子の保護条約の実務上の運用に関する特別委員会第 6 回会合第 I 部の結論及び勧告並びに報告（2011 年 6 月 1 日～10 日）」C&R No 13（これら 2 文書は、HCCH ウェブサイト<www.hcch.net>の「Child Abduction Section（子の奪取部門）」ページ内の「Special Commission meetings on the practical operation of the Convention（条約の実務上の運用に関する特別委員会会合）」及び「Previous Special Commission meetings（これまでの特別委員会会合）」から閲覧可能）。

¹⁸ 上記「用語」中の「重大な危険」参照。

¹⁹ HCCH の国際的な子の奪取データベース。本ガイド第 V 節参照。

10. HCCH として、本ガイドに貢献する知識及び経験を提供してくれた多くの専門家、特に、ダイアナ・ブライアント氏（オーストラリア）が部会長を務め、様々な法域の裁判官、政府職員（中央当局職員等）、学究的・学際的専門家及び民間弁護士から構成される、本ガイドの発展に関する作業部会のメンバーに感謝申し上げる²⁰。

²⁰ 以下の専門家は、全部又は一部の段階において、本ガイドの起草に参加した。裁判官：作業部会会長ダイアナ・ブライアント殿（オーストラリア）、クイーニー・アウ・ヨン殿（中国、香港特別行政区）、マリア・リリアン・ベンダハン・シルヴェア裁判官（ウルグアイ）、オスカー・グレゴリオ・セルベラ・リペロ裁判官（メキシコ）、ジャック・シャンペラン殿（カナダ）、ベベ・プイ・イン・チュー殿（中国、香港特別行政区）、マルチナ・エルプ・クリューネマン裁判官（ドイツ）、イェトキン・エルギュン裁判官（トルコ）、フランシスコ・ハビエル・フォルカダ・ミランダ裁判官（スペイン）、ラモーナ・ゴンザレス殿（アメリカ）、レディ・ヘイル殿（イギリス）、カツヤ・クサノ裁判官（日本）、トルン・クビスベルグ裁判官（ノルウェー）、モイラン控訴院裁判官（イギリス）、アネット・オランダ裁判官（オランダ）、トモコ・サワムラ裁判官（日本）、ベリンダ・ヴァン・ヘーデン裁判官（退職済）（南アフリカ）、ヒロノリ・ワナミ裁判官（日本） 政府職員：アリーネ・アルブケルケ氏（ブラジル）、ハティジェ・セワル・アルスラン氏（トルコ）、フラウケ・バッハラー氏（ドイツ）、ゴンジャ・ギュルフェム・ボズダー氏（トルコ）、ナタリア・カンパ・マルチンス氏（ブラジル）、マリー・アリス・エステルアジ氏（フランス）、ビクトリア・グラニッロ・オカンボ氏（アルゼンチン）、ジュヘ・ハン氏（韓国）、クリスチャン・ホーン氏（ドイツ）、エマニュエル・ジェイクス氏（カナダ）、レスリー・カウフマン氏（イスラエル）、ルイス・オタヴィオ・オルティガン・デ・サンパイオ氏（ブラジル）、フランシスコ・ジョージ・リマ・ベセーラ氏（ブラジル）、ツカサ・ムラタ氏（日本）、ジョセリーヌ・パレンヌ氏（フランス）、マリー・リアンド氏（カナダ）、アンドレア・シュルツ氏（ドイツ）、ペチュニア・イトゥメレング・シアビ・マソペ氏（南アフリカ）、アグリス・スクドラ氏（ラトビア）、ダニエル・トレッカ氏（ウルグアイ）、クミコ・ツカダ氏（日本）、ユータ・ヤマサキ氏（日本）、フアン・フランシスコ・ザリクエタ・バエサ氏（チリ） 学究的・学際的専門家及び民間弁護士：ニコラス・バラ氏（カナダ）、スティーブン・カレン氏（アメリカ）、ミキコ・オオタニ氏（日本）、ハイディ・シモーニ氏（スイス）、ゼノビア・デュ・トイ氏（南アフリカ）



I

1980 年条約の 枠組みの一部 としての 第 13 条 1 項(b)

1. 原則：子の返還

a. 本条約の目的及び基礎となる概念

11. 前文によると、本条約は、「不法な連れ去り又は留置によって生ずる有害な影響から子を国際的に保護すること並びに子が常居所を有していた国への当該子の迅速な返還を確保する手続及び接触の権利〔訳注：実務上“面会交流”と同義であるが、条約上の“rights of access”の訳語である“接触の権利”を用いる。以下同様。〕の保護を確保する手続を定める」ために締結された。これらの目的は、第 1 条にも反映されている²¹。

12. 本条約は、以下の関連する概念に基づいている。

i. 監護の権利を侵害している場合、連れ去り又は留置は不法である

13. 第一の基礎となる概念は、監護の権利を侵害している場合、子の連れ去り又は留置は不法であるというものである²²。したがって、監護の権利を共有する親や監護の権利を有していない親は、子を他の国に連れ去るか他の国において留置する前に、監護の権利²³を有する他の個人（通常はもう一方の親）、施設又は機関からの同意を取得するか、又はこれが不可能な場合、裁判所からの許可を取得するべきである。

ii. 不法な連れ去り又は留置は、子にとって有害である

14. 第二の基礎となる概念は、子の不法な連れ去り又は留置は当該子の福祉を害するものであり²⁴、また、本条約に限定的に規定された例外を除いては、常居所地国へ返還することが当該子の最善の利益にかなうというものである。

²¹ 第 1 条には、以下のようにある。

この条約は、次のことを目的とする。

a) いずれかの締約国に不法に連れ去られ、又はいずれかの締約国において不法に留置されている子の迅速な返還を確保すること。

b) 一の締約国の法令に基づく監護の権利及び接触の権利が他の締約国において効果的に尊重されることを確保すること。

²² 第 3 条は、以下のように規定する。

子の連れ去り又は留置は、次の a 及び b に該当する場合には、不法とする。

a) 当該連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設又は他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

b) 当該連れ去り若しくは留置の時に a に規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。

監護の権利は、特に、法令の適用により、司法上若しくは行政上の決定により、又は a に規定する国の法令に基づいて法的効果を有する合意により生ずる。いくつかの法域では、監護の権利を証明する際に、当該法域からの子の連れ去りに反対する親の権利（「出国差止権」）が考慮される可能性がある。アボット対アボット、130 S. Ct. 1983 (2010), 2010 年 5 月 17 日、最高裁判所（アメリカ）、「INCADAT 参照コード：HC/E/USf 1029」3 頁の判決参照。本件の判決要旨において、裁判所は、1980 年条約に対する考え方を論じつつ、そのような考え方が実質上「出国差止権は、本条約の意味において監護の権利に相当する」という「姉妹締約国の当該問題に対する考え方によっても特徴づけられる」ことを認めた。

²³ 上記「用語」中の「監護の権利」参照。

²⁴ 1980 年条約前文参照。

iii. 常居所地国の当局は、監護及び接触について決定する最善の立場にある

15. 第三の基礎となる概念は、一般に、子の常居所地国の裁判所こそが監護権の争い（通例、包括的な「最善の利益」についての評価を伴う）についての本案の判断を行う最善の立場にある、というものである。なぜなら、特にそのような裁判所は通常、当該判断に必要な情報及び証拠に対してより完全かつ容易にアクセスできるからである。したがって、不法に連れ去られたか留置されている子の常居所地国への返還は、以前の状態に現状を回復させるだけでなく、当該子の最善の利益を効率的に評価する最善の立場にある裁判所が、当該子の監護又は当該子への接触に関する一切の問題を解決すること（当該子の適切な他の国への移転を含む）をも可能にする²⁵。この第三の基礎となる概念は、国際的な礼譲を根拠としており、締約国として次の事項を納得していることを必要とする。

「(省略) 相違点はあるものの、締約国のうち 1 カ国の当局（子の常居所の当局）が原則として監護及び接触に関する問題を決定する最善の立場にあるということを各国の当局が認めている同じ法的共同体に属していること²⁶」

b. 返還決定は監護の所在についての決定ではない

16. 上に述べた本条約の目的及び基礎となる概念から、本条約に限定的に規定された例外を除き、本条約の対象範囲が、不法に連れ去られたか又は留置されている子の常居所地国への迅速な返還についてのみ取り扱う²⁷という狭いものであることが明確になる²⁸。そうすることにより、常居所地国に存在する監護の権利が、その他の締約国において尊重されることとなる。本条約は、子の迅速な返還について対処する際、監護及び接触に関する本案については立ち入らない。本案を取り扱う権利は、常居所地国の当局が保有する（第 15 段を参照のこと）。

c. 簡易な返還手続

17. 本条約は、その目的を達成するために、通常、LBP 自身（又はその代理人）が行う LBP 子の返還申請の概略的な手続（「返還手続」）²⁹を規定する。この申請は、「当該子が現に所在する締約国」（第 12 条 1 項）、すなわち「要請を受けた国」³⁰の権限のある裁判所又は当局において、国内の手続及び慣行に従って行われる。

²⁵ 第 16 条は、監護の権利についての本案の決定が、子が自国に連れ去られ、又は自国において留置されている国において行われるのを明確に防止することによって、この概念の適用を強化している。第 19 条はさらに、「子の返還に関する決定は、監護の権利についての本案の判断としてはならない」と規定する。

²⁶ 「解説報告書」（前掲注 10）第 34 段及び第 41 段参照。

²⁷ 接触の権利について取り扱う第 21 条は、本ガイドの対象とはならない。

²⁸ 「解説報告書」（前掲注 10）第 35 段参照。

²⁹ 上記「用語」中の「返還手続」参照。

³⁰ 上記「用語」中の「要請を受けた国」参照。

この目的のため、裁判所は、利用可能な手続のうち最も迅速なものを用いなければならない（第 2 条及び第 11 条）³¹。

d. 締約国間の協力

18. 本条約は、その目的を達成するために、また、その適切な運用を支援するために、締約国の司法当局及び行政当局の間の密接な協力体制を構築する³²。これは、各締約国で指定された中央当局（その義務の概要は主に第 7 条に示される）を通して実施される³³。重大な危険の例外が主張された場合の中央当局の義務及び関連するグッドプラクティスに関する情報が、本ガイド第 IV 節に示されている。司法協力は、IHJ を通じて促されることもある³⁴。

e. 直ちに子の返還を命ずる義務

19. 第 3 条のとおり、子が不法に連れ去られた場合又は子が常居所地国である締約国以外の締約国において不法に留置されている場合、返還申請の審理を行う権限のある裁判所又は当局は、直ちに、当該子の返還を命ずる義務を負う（第 12 条 1 項）³⁵。
20. 本条約は、子が誰に返還されるべきかを定めていない。特に、本条約は、子を LBP の監護下に返還することを要求しない。本条約はまた、子が常居所地国のいずれの場所に返還されるべきかを定めない。このような柔軟性は意図的なものであり、また子の返還時に誰が当該子の監護を行うかという問題は、監護の権利の準拠法（両親その他利害関係者間で適用される命令を含む）に従い、常居所地国の権限のある裁判所又は当局によって決定されるべきであるという基礎概念を強化するものである³⁶。
21. 迅速に子を返還する義務は、権限のある裁判所又は当局が子の返還のための手続を迅速に行うべきであること、また、当該手続の開始から 6 週間以内に決定が行われない場合、遅延の理由を明らかにするよう要求する権利が存在することを規定する第 11 条によって

³¹ 第 2 条参照。締約国は、「本条約の主題に関連するいかなる問題においても、自国の法律で利用可能な手続のうち最も迅速なものを用いること」を要請される（「解説報告書」（前掲注 10）第 63 段参照）。

³² 同書第 35 段。

³³ 指定された中央当局及びその詳細な連絡先のリストは、HCCH ウェブサイト<www.hcch.net>の「Child Abduction（子の奪取）」ページ内の「Authorities（当局）」から閲覧可能。

³⁴ IHJ の指定メンバーのリストは、HCCH ウェブサイト<www.hcch.net>の「Child Abduction（子の奪取）」ページ内の「The International Hague Network of Judges（ハーグ裁判官ネットワーク）」から閲覧可能。

³⁵ 第 1 条(a)も参照。さらに、第 18 条は、本条約第 III 章（「子の返還」）の規定は権限のある裁判所又は当局が有するいつでも子の返還を命ずる権限を制限するものではない旨記載することで、迅速な返還を確保する義務を強化している。当該条は、特に 1996 年条約に基づき、他の規定を目的の達成により都合よく発動することで（例えば、要請を行った国で出された監護命令を承認し執行することで）子の返還を命ずる権限を、返還手続を審議する権限のある裁判所又は当局に与える。下記第 47 段～第 48 段参照。

³⁶ 「解説報告書」（前掲注 10）第 110 段参照。

強化される³⁷。この義務には、「2 つの側面」、すなわち、「第一に、自国の法制度で知られている手続のうち最も迅速なものをを用いること³⁸、第二に、当該申請をできる限り優先的に取り扱うこと³⁹」が存在する。

22. 迅速に対応する義務は、裁判所は（重大な危険の例外が主張される場合を含め）争点の適切な評価を怠ってよいということを意味するわけではない。そうではなく、当該義務は、裁判所が非常に集中的かつ迅速な方法で、もっぱら争点と十分な関連性を有する情報を収集したり証拠を調べるなどして、（時には専門家の意見又は証拠を取り上げることを含め）それらの情報や証拠を検討することを要求するものである。

f. 直ちに返還を命ずる義務の限定的な例外

23. 本条約は、子の返還の原則に対する限定的な例外について規定している。この例外が主張され、首尾よく証明された場合、要請を受けた国の裁判所は、常居所地国への「当該子の返還を命ずる義務を負わない」。換言すると、この場合、当該裁判所は、当該子の返還を命じない裁量を行使することができる。このような例外については、第 12 条 2 項⁴⁰、第 13 条 1 項(a)⁴¹、第 13 条 1 項(b)、第 13 条 2 項⁴²及び第 20 条⁴³に言及がある。
24. このような例外の列挙を通じ、本条約は、不法に連れ去られ又は留置されている子の不返還が正当化される場合があることを認めている。したがって、迅速な返還が子の最善の利益であるという一般的な概念は、そのような例外が証明された個別案件においては採用されないことになる。

g. 例外の制限的な解釈

25. しかしながら、列挙された例外の適用は、制限的に行われる必要がある。「解説報告書」は、例外は「文字通りに適用されなければならない」、「本条約が死文化することを避けるためには限定的に解釈されなければならない」と

³⁷ 迅速に行う義務に関連して、『1980 年ハーグ子の奪取条約に基づく優良実践指針：第 II 部——措置の実施』、プリストル、家族法（Jordan Publishing）、2003 年（以下、「措置の実施に関する優良実践指針」という。）（HCCH ウェブサイトの注 6 に示される経路からも閲覧可能）第 1 章項目 1.5、第 5 章及び第 6 章等参照。

³⁸ 「利用可能な手続のうち最も迅速なものをを用いる」義務について、第 2 条参照。

³⁹ 申請者が、又は要請を受けた中央当局が自己の職権により若しくは要請を行った国の中央当局が求めるときに、ステートメント（遅延理由の説明）を要求する場合がある（第 11 条）。「解説報告書」（前掲注 10）第 104 段及び第 105 段参照。締約国の司法当局及び行政当局が返還手続を迅速に行うことを確実にするための措置が講じられたかどうかについては、国別プロフィール（HCCH ウェブサイト<www.hcch.net>の「Child Abduction（子の奪取）」ページ内の「Country Profiles（国別プロフィール）」から閲覧可能）第 10.3 節(d)に記載されている。

⁴⁰ 返還について決定する権限を有する司法当局又は行政当局の手続が、不法な連れ去り又は留置から 1 年が経過した後開始され、子が新たな環境に適応していることが証明された場合。

⁴¹ 子を監護していた個人、施設又は他の機関が、連れ去り若しくは留置の時に現実に監護の権利を行使していなかったことが証明された場合、又は子を監護していた個人、施設又は他の機関が、連れ去り若しくは留置の時以前にこれに同意していたこと又は連れ去り若しくは留置の後にこれを黙認したことが証明された場合。

⁴² 裁判所が、子が返還されることを拒み、かつ、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していると認める場合。

⁴³ 返還を命ずることが、要請を受けた国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則を侵害することとなる場合。

記載する⁴⁴。また、「解説報告書」は「子の常居所の裁判所に代えて連れ去り親が選択した裁判所が（省略）例外を頻繁に用いることになれば、本条約の基礎にある相互の信頼という精神を減ぼすことになり、本条約の基本的構造を崩壊させることになる」と強調している⁴⁵。

26. 特に、このような例外は、もともと子の利益への考慮に由来するものではあるが⁴⁶、返還手続を監護権の所在を決定するための手続に転換させることはない。例外においては、子の返還（又は適切な不返還）に焦点が当てられているのであって、そのような例外によって、監護の問題が処断されたり、返還手続において子に関する完全な「最善の利益の評価」が行われるようなことがあってはならない。返還手続を審議する権限のある裁判所又は当局は、本条約の規定を適用することで、本来常居所地国が決定すべき問題に干渉することを避けなければならない⁴⁷。
27. とはいえ、本条約は機械的な返還メカニズムを意図しているわけではないので、そのような例外は正当な目的にかなうものである。重大な危険があるという主張は、例外により必要となる限りにおいて、また返還手続の限られた範囲内で、迅速に検討されるべきである。
28. このことが意味するのは、本条約の目的が、監護・接触の問題及びこれに関連する問題が解決されるべき常居所地国への子の迅速な返還を確保することにより、国際的な子の奪取の有害な影響に対処することである一方、子の不返還を許容するような例外的な状況も存在し得るということである。

2. 第 13 条 1 項(b)——重大な危険の例外を理解する

29. 重大な危険の例外は、「身体的若しくは心理的な危険にさらされず、又は耐え難い状態に置かれないという、あらゆる者に認められる重要な利益」に基づいている⁴⁸。

a. 3 種類の「重大な危険」

30. 第 13 条 1 項(b)には、以下の 3 つの異なる種類の危険が規定されている。
- 返還することによって、子が身体的に害悪を受けることとなる重大な危険⁴⁹
 - 返還することによって、子が心理的に害悪を受けることとなる重大な危険
 - 返還することによって、子が他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険
31. それぞれの種類の重大な危険は、子の迅速な返還を確保する義務に対する例外を正当化するために単独で主張され得る。それゆえ、これらの 3 種類の危険は、個別の事案における

⁴⁴ 「解説報告書」（前掲注 10）第 34 段参照。

⁴⁵ 同書参照。

⁴⁶ 同書第 29 段参照。

⁴⁷ 1980 年条約第 16 条参照。

⁴⁸ 「解説報告書」（前掲注 10）第 29 段参照。

⁴⁹ 上記「用語」中の「重大な危険」及び「重大な危険の例外」参照。

事実関係に応じて、返還手続においてそれぞれ提起されてきた。しかしながら、これら 3 種類の危険は、それぞれ独立したものであるものの、実際に一緒に主張されることがしばしばあり、裁判所も、判断を行う際にこれまで必ずしも明確にこれらを区別してきたわけではない。

b. 子に対する重大な危険

32. 第 13 条 1 項(b)の文言からは、問題は、返還することによって「子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれる」こととなる重大な危険が存在するかどうかという点にある、ということが明確である。
33. しかし、親に対する害悪は、身体的なものか心理的なものかを問わず、いくつかの例外的な状況において、返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険を生じさせ得るものである。第 13 条 1 項(b)の例外は、例えば、TP に向けられた害悪の危険により、子に対する重大な危険が存在することについて十分な証拠がある場合、当該子が身体的な害悪の直接の、又は主要な被害者であるということが必要とはしない。

c. 「重大な危険」の程度

34. 「重大な」という用語は、危険を修飾するものであって、子に対する害悪を修飾しているわけではない。このことは、当該危険が現実のものであり、また「重大」とあるとみなされるだけの深刻度に達していなければならないということを意味するものである⁵⁰。害悪の水準については、害悪が「耐え難い状態」⁵¹、つまり個々の子において当該害悪を耐えることを期待してはならない状態にまで達していなければならない。しかしながら、重大な危険を構成するのに必要となる危険の相対的な程度は、子に対する潜在的害悪の性質及び深刻さに応じて異なり得る⁵²。

⁵⁰ E. の件 (子) (奪取：監護の訴え) [2011] UKSC 27、[2012] 1 A.C. 144、2011 年 6 月 10 日、連合王国最高裁判所（イングランド及びウェールズ）（イギリス）[INCADAT 参照コード：HC/E/UK 1068] 第 33 段。「解説報告書」（前掲注 10）第 29 段も参照。「重大な危険」という用語は、この例外が、本条約に基づく例外に対する一般的なアプローチに限定的に則して適用されるべきであるという起草者の意図を反映している。第 13 条 1 項(b)については、起草過程において、当初提案されていたものより限定的な文言が承認された。例外において当初使用されていた用語は「相当な危険」であるが、「重大な」という語がより強意的な修飾語であると考えられ、「重大な危険」に置き換えられた。Actes et documents de la Quatorzième session (1980)（前掲注 10）362 頁も参照。

⁵¹ トムソン対トムソン、[1994] 3 SCR 551、1994 年 10 月 20 日、カナダ最高裁判所（カナダ）、[INCADAT 参照コード：HC/E/CA 11] 596 頁等参照。本件において裁判所は、「第 13 条 1 項(b)によって意図される「心身の害悪」もまた、耐え難い状態に達する程度の害悪である」と判決した。E. の件 (子) (奪取：監護の訴え)（上記注 50 参照）第 34 段及び EW 対 LP、HCMP1605/2011、2013 年 1 月 31 日、香港特別行政区高等法院（中国）[INCADAT 参照コード：HC/E/CNh 1408] 第 11 段も参照。これらの案件の両決定において、それぞれの裁判所は、D. の件、[2006] 3 WLR 0989、2006 年 11 月 16 日、連合王国貴族院（イングランド及びウェールズ）（イギリス）[INCADAT 参照コード：HC/E/UK 880] 第 52 段における、「『耐え難い』というのは強い語ではあるが、子に適用される場合、『この特定の状況にあるこの特定の子が耐えられると予期されるべきではない状態』を意味しなければならない」という判決を引き合いに出した。

⁵² E. の件 (子) (奪取：監護の訴え)（上記注 50 参照）第 33 段において、裁判所は、「『重大な』という語は害悪よりもむしろ危険を特徴づけるものであるが、通常の言語においてこの 2 語には関連性がある。したがって、死亡又は本当に深刻な傷害に至る可能性が比較的低い危険は、他のより深刻でない形態の害悪がより高い水準の危険を伴う可能性がある限り、適切に『重大な』と修飾され得る」ことを強調した。

d. 「将来予測による」重大な危険の例外

35. また、第 13 条 1 項(b)の文言は、**返還時**の子の状況及び当該状況が子を重大な危険にさらすこととなるか否かに焦点を当てるという点において、このような例外が「将来予測による」ものであることを示している。
36. したがって、重大な危険の例外の検討は、通常子の返還に異議を唱える個人、施設又は他の機関（通常は TP）が依拠する情報及び証拠の分析を必要とするとはいえ、不法な連れ去り又は留置の時点やそれ以前に存在していた状況の分析に制限されるべきではない。むしろ当該検討では、将来、すなわちもし子が直ちに返還されることになった場合に置かれることとなる状況に目を向けることが必要となる。重大な危険の例外の検討にはさらに、必要かつ適当とみなされる場合、常居所地国における十分かつ効果的な保護的措置の利用可能性についての考察も含まれるべきである⁵³。
37. しかしながら、将来を予測するということは、過去の振舞いや出来事が、常居所地国への子の返還時における重大な危険を評価する際の参考になり得ないということを意味するわけではない⁵⁴。例えば、DV 又は家庭内暴力という過去の出来事は、個別の状況次第では、そのような重大な危険が存在するか否かという問題に関する証拠となるかもしれない。かといって、過去の振舞いや出来事それ自体から、直ちに重大な危険に対する保護的措置を利用することができないと評価することもできない⁵⁵。

⁵³ 第 13 条 1 項(b)案件における保護的措置について、下記第 43 段以下参照。

⁵⁴ 上記「用語」中の「重大な危険」参照。

⁵⁵ 以下等参照。12 UF 532/16、2016 年 7 月 6 日、*Oberlandesgericht München Senat für Familiensachen*（ドイツ）[INCADAT 参照コード：HC/E/DE 1405] 第 42 段（本件において裁判所は、申し立てられた過去の暴力的振る舞いからは返還時の危険が推論され得ないことを認め、また、拘束力のある接近禁止命令が用意されているため、TP は申し立てられた LBP の振る舞いからの十分な保護を求めることができると強調した。）、*H.Z. 对国家中央当局*、2006 年 7 月 6 日、メルボルンのオーストラリア家庭裁判所大法廷（オーストラリア）[INCADAT 参照コード：HC/E/AU 876] 第 40 段（本件において過去の暴力的かつ不適当な振る舞いについて論じる中で、裁判官は、「過去は未来の良い指針になり得るが、未来を確定するものではない」こと、及び「そうした振る舞いに対して合法的な保護を利用できることは、返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険の認定を妨げる」ことを認めた。）



実務における 第 13 条 1 項(b)



1. 重大な危険の例外を考える

a. 段階的な分析

38. 重大な危険の主張は、危険が以下のような点に起因する場合を含め、様々な状況において行われる。

- 身体的、性的その他の形態による子の虐待、又は LBP による TP に対する DV に子をしらすこと
- TP との別離。例えば、TP が安全上、健康上若しくは経済上の懸念から、又は子の常居所地国における在留資格若しくは係争中の刑事告訴を理由として、子の常居所地国に戻るできないと主張する場合など
- 兄弟姉妹との別離
- 常居所地国における子に関する深刻な安全上、教育上、健康上又は経済上の懸念

39. 本条約は、重大な危険を評価するに当たって、返還に異議を申し立てる者によって主張された危険の種類又は前提となる環境に応じて異なる基準を設けていない。したがって、重大な危険に関するすべての主張は、同一の基準又は境界値及び段階的な分析に基づき評価される。もっとも、ある特定の種類の状態、例えば、子の身体的又は心理的完全性を差し迫った危険にさらす可能性がより高い状況については、重大な危険の例外が認められるために求められる高い基準を満たしていることがより頻繁に認められる。

40. 第一段階として、裁判所は、主張された危険がそれ自体重大な危険を構成し得る性質のものであり、十分な詳細及び実体を備えているかについて検討すべきである。大まかな又は漠然とした主張では十分でない可能性が非常に高い⁵⁶。

41. 第二段階に進む場合、裁判所は、子の返還に異議を申し立てる者により提示された証拠及び収集された情報を検討・評価し、また常居所地国において利用できる保護的措置に関する証拠及び情報を考慮に入れて、子の返還に対する重大な危険の例外が証明されたといえるかを決定する。これは、裁判所は、潜在的な害悪又は耐え難い状態の要素を証明する十分な証拠又は情報が存在すると判断した場合でも、重大な危険の例外が証明されているかを評価する際には、そのような害悪又は耐え難い状態の重大な危険から子を保護するために十分な保護的措置を利用できるか、又はこれを用意する必要があるのかを含め⁵⁷、状況を総合的に正当に検討しなければならないということを意味する。

⁵⁶ 以下等参照。E.S. s/ Reintegración de hijo, 2013 年 6 月 11 日、Corte Suprema de Justicia de la Nación (アルゼンチン) [INCADAT 参照コード: HC/E/AR 1305] (本件において裁判所は、虐待又は暴力について証拠を提示することなく単に言及するだけでは、子に対する重大な危険があるとするには漠然としすぎていることを認めた)、グスボーナー対ジョンソン, 1988 年 12 月 23 日、メルボルンのオーストラリア家庭裁判所大法廷 (オーストラリア) [INCADAT 参照コード: HC/E/AU 255] (本件においては、LBP による TP 及び子への暴力、暴行又は虐待の重大なエピソードに関して TP が提示した「非常に漠然としていて特定のでない」証拠では、返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があるとするには不十分であると判決された)。

⁵⁷ 保護的措置の解説について、下記第 43 段以下参照。

42. ひとたびこの評価が行われた場合、

- 裁判所は、提示された証拠及び収集された情報（保護的措置に関するものを含む）が重大な危険の存在を証明すると認めない場合、子の返還を命ずる⁵⁸。
- 裁判所は、提示された証拠及び収集された情報（保護的措置に関するものを含む）が重大な危険を証明すると認める場合、子の返還を命ずる義務を負わない（子の返還を命ずるかかどうかは裁判所の裁量となる）。

⁵⁸ 主張された重大な危険が証明されず、子が返還される場合、TP は、常居所地国の監護手続における当該子への懸念に関して証拠を提示することができる。

第 13 条 1 項(b)の例外の分析において裁判所が検討する問題

裁判所は、子の迅速な返還のための手続を迅速に行うものとする〔前文及び第 11 条(1)〕。

子の返還に異議を申し立てる個人、施設又は他の機関により主張された事実は、返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険を構成し得るだけの十分な詳細及び実体を備えているか？

いいえ

裁判所は、子の返還を命ずる。

情報又は証拠の収集及び評価は、各管轄地域法域の法律、手続及び慣行に従って行われる。

保護的措置に関して、裁判所は中央当局又は IHNJ 裁判官の協力を求めることを検討すべきである。

はい

情報又は証拠の評価後、

子の返還に異議を申し立てる個人、施設又は他の機関（通常、連れ去った親）は、子を重大な危険から保護するために常居所地国において利用できるか用意されている十分かつ効果的な措置を考慮に入れつつ、返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険が存在することにつき立証できたか？

いいえ

裁判所は、子の返還を命ずる。

法域によっては、裁判所は最初に以下の質問をする。
主張された重大な危険から子を保護することのできる、利用可能な十分かつ効果的な保護的措置は存在するか？

いいえ

はい

はい

重大な危険の例外が証明され、裁判所は子の返還を命ずる義務を負わない。

b. 保護的措置

43. 保護的措置は、それに限定されるわけではないが、子の虐待又は DV に関わる重大な危険が主張された状況において、より頻繁に検討されることになる。保護的措置は、警察や刑事司法制度を通じた対応のみならず、幅広い既存のサービス、援助及び支援（司法サービス、資金援助、住宅扶助、公共医療サービス、保護所その他の形態の DV 被害者への援助又は支援へのアクセスを含む）に及ぶ。
44. 保護的措置は、子の常居所地国において利用でき、容易にアクセスできるものである場合もあれば、子の返還に先立ってこれを用意する必要がある場合もある。後者の場合、特定の保護的措置は、重大な危険に対処するために厳密かつ直接的に必要である場合に限り用意されるべきである。このような保護的措置は、当然のこととして講じられるものではなく、また子の常居所地国が子にとって適当な保護的措置が何であるか（もしあれば）確定できた時点で終了する、期間限定的な性質であるべきである⁵⁹。ある特定の状況においては、常居所地国で保護的措置を利用及びアクセスできるとしても、重大な危険に対して効果的に対処するには不十分である可能性がある。例えば、LBP が繰り返し保護命令に違反してきたような場合が挙げられる。
45. 裁判所は一般に、保護的措置の利用可能性及び有効性について、重大な危険の主張を検討すると同時に評価するか、あるいは返還に異議を申し立てる当事者によって重大な危険の存在及びその性質が明らかになってから初めて評価する。理想を言えば、一切の遅延が本条約の目的を妨げかねないことを前提とすれば、保護的措置として可能性のあるものについては手続の初期段階で提示され、そのような措置の必要性及び執行可能性との関連で各当事者が関連する証拠を適時に提示する十分な機会を持てるようにするべきである。特定の法域では、迅速性の見地から、裁判所は、特定の事において主張された重大な危険に対処するための十分かつ効果的な保護的措置が子の常居所地国で利用できるか用意されていると認められる場合、それ以上に、申し立てられた事実を実質的に評価することなく子の返還を命ずることができる。
46. 返還申請を審理する裁判所において、返還命令の一環として保護的措置を命ずるための、国内法に基づく権限を持つことができる国も存在する。それ以外の国では、裁判所は、そのような権限を持っていないが、その場合においても、裁判所は、LBP が裁判所に対して行う任意のアンダーテイキングという形態で、保護的措置を検討することができる⁶⁰。

⁵⁹ 保護的措置に関わる案件の例として、*E. の件（子）（奪取：監護の訴え）*（上記注 50 参照）参照。J.D. 対 P.D.、(2010) ONCJ 410、2010 年 9 月 9 日、オンタリオ州裁判所（カナダ）[INCADAT 参照コード：HC/E/CA 1421] 第 47 段も参照。本件において裁判所は、自己が「スコットランドの裁判所が引き継ぐ前の移行期において、返還を援助し、子供達を保護するアンダーテイキングを課す」ことができると認めた。ムブイ対ヌガルラ、(2018) MBQB 176、2018 年 11 月 8 日、マニトバ州女王座裁判所（カナダ）[INCADAT 参照コード：HC/E/CA 1416] 第 62 段において、裁判所は、第 13 条 1 項(b)に規定される例外が実際の状態によって立証されるかどうか確定する際、「非常に特別な場合又は証拠により逆のことが十分に証明される場合を除き、裁判所は、ハーグ条約のいかなる手続においても、子の常居所地国の裁判所及び当局が（省略）子を保護するための措置をとることができるという原則から出発しなければならない」と強調した。

⁶⁰ サボガル対ヴェラデー、106 F. Supp. 3d 689 (2015)、2015 年 5 月 20 日、メリーランド地区合衆国地方裁判所（アメリカ）[INCADAT 参照コード：HC/E/USf 1383] 等参照。本件において、裁判所には、LBP が自己に有利と

47. 裁判所命令と任意のアンダーテイキングのいずれの形態をとるにかかわらず、保護的措置の有効性は、子の常居所地国において執行可能かどうか、またどのような条件下で執行可能であるかに左右されるが、これらは当該国の国内法に依拠する。1つの選択肢として、(もし利用可能であるならば)常居所地国におけるミラーオーダーにより保護的措置に法的効力を付与することができる。しかし、要請を受けた国の裁判所は、その権限を超えることとなる命令や、証明された重大な危険を軽減するのに必要でない命令を行うことはできない。任意のアンダーテイキングは、簡単に執行できるものではないため、多くの場合において効果的でない可能性があることに注意するべきである。したがって、子の常居所地国において任意のアンダーテイキングに法的強制力を付与できる場合を除き、このようなアンダーテイキングは、特に DV が重大な危険に関わっている場合には、慎重に用いられるべきである。
48. 保護的措置が関係国間で有効となる 1996 年条約によって、子の迅速な返還が促進される可能性がある。1996 年条約は、子が(常居所を有するのではなく)現に存在している締約国の裁判所が、緊急の場合において、子を保護するために必要な措置を執ることを可能にする、権限の特定の根拠を記載している⁶¹。1996 年条約は、このような措置が、すべての締約国において法律上当然に承認されること⁶²、及び利害関係者の要請に応じて、法律に規定される手続きに基づき、執行可能であること⁶³が規定されている。また、このような措置は、子の常居所地国の裁判所が必要となる措置を執った際には失効することとなるので、当局間の連携が重要となる。⁶⁴

c. 実務上の取決め

49. 特定の法域においては、子の迅速な返還を命ずる裁判所は、常居所地国への子の返還の実施を促進する実務上の取決めを規定することができる。実務上の取決めの例として、子の返還のための航空券を誰が購入するのか返還命令書に記載することなどが挙げられる。このような取決めは、害悪の重大な危険に対処することを意図していない点で、保護的措置とは異なる。実務上の取決めは、子の返還に対して障害をもたらしたり、いずれかの当事者(特に、LBP)に過重な負担をかけたり、裁判所に与えられた権限を超えたりするものであってはならない。

なる暫定的監護命令を取り消させて TP に有利となる潜在的な暫定的監護命令が回復されるよう手配した後で、また TP に対する刑事告訴を却下させるか調査を打ち切らせるよう手配した後で、返還が行われるという特定の条件付きで、子供達の返還を命ずる用意があった。ただし、本件において命じられた条件は、多くの締約国で受け入れられない可能性があることに注意。

⁶¹ 1996 年条約第 11 条。

⁶² 1996 年条約 23 条。

⁶³ 1996 年条約第 26 条。

⁶⁴ 婚姻事項及び親責任に関する事項における管轄権並びに判決の承認及び執行に関する、並びに国際的な子の奪取に関する、2019 年 6 月 25 日付規則(EU)第 2019/1111(改作)第 27 条 5 項、2022 年 8 月 1 日付で適用される 2019 年 7 月 2 日付 OJ L 178/1 も参照。規則第 27 条 5 項は、「裁判所は、子の返還を命じる場合、必要に応じて、1980 年条約第 13 条 1 項(b)の重大な危険から子を保護するために、規則第 15 条に従い、暫定的な措置(保護的措置を含む)をとることができる。ただし、当該措置の検討及び実施は、返還手続を不当に遅延させるものであってはならない」と規定する。

d. 手続及び証拠に関する規則

50. 本条約は手続及び証拠に関してはあまり規定していない。これらの事項については、法廷地法、すなわち、裁判所が所在する要請を受けた国の法律に委ねられる。これには、立証の基準（又は程度）に関するルールも含まれる⁶⁵。しかしながら、立証の責任に関する問題については、本条約で明示的に取り扱われている。

i. 立証の責任

51. 例外についての証明責任は、子の返還に異議を申し立てる個人、施設又は他の機関にあり⁶⁶、したがって、通常は TP が証明責任を負う。裁判所が職権により情報又は証拠を（国内手続に従って）収集する場合でも、又は返還申請書を提出した個人又は機関が手続に積極的に関わらない場合でも、裁判所は、例外を証明する立証責任が返還に異議を申し立てる当事者によって果たされていることを確認する必要がある。

ii. 情報及び証拠を返還の問題に限定すること

52. 証拠の許容性及び収集に関する規則及び実務慣行は、締約国間で異なるものではあるが⁶⁷、常に、迅速な手続を実現すべき必要性や裁判所の審理の対象を（監護権の所在⁶⁸ではなく）返還の問題に直接関係する争点のみに限ることの重要性を十分に考慮して適用されるべきである。

iii. 子の社会的背景に関する情報の許容性

53. 第 13 条 3 項は、裁判所は、入手可能であり重大な危険の争点に直接関係し、また常居所地国の国内法に基づき取得できる場合、福祉報告書、学校の成績表、(医師の)診断書等の「子の社会的背景に関する情報であって当該子の常居所の中央当局その他の権限のある当局により提供されるものを考慮に入れる」と規定しており、これにより、国外からの証拠又は情報の受領が促進されている。この証拠又は情報は、必要な場合にのみ、迅速な手続の必要性にも十分配慮した上で取得されるべきである。

⁶⁵ 締約国が適用する立証基準は、異なる可能性がある。例えば、多くの締約国では、民事の一般的な立証基準である「証拠の優越性」又は「蓋然性の均衡」が適用され、例外がより高い基準、例えば「明確で説得力のある証明」により証明されることを求める締約国は少ない。

⁶⁶ 第 13 条 1 項。「解説報告書」（前掲注 10）第 114 段も参照。ここには、特に、「この選択を行う際、本条約は、理論上自己にとって最も都合の良い裁判所を選んだ奪取者と同じくらい良い立場に被奪取者を置くことを意図した」との記載がある。

⁶⁷ 返還手続において適用される規則に関するいくつかの情報が、締約国により国別プロフィール（前掲注 39）にて提供されている。例えば、第 10.3 節には、特に、文書のみに基づく（例えば、法廷審問なしの）返還申請の裁定が可能かどうか、また、返還手続において口証（例えば、本人による証言）が認められるかどうかに関する情報が提供されている。

⁶⁸ 上記第 16 段参照。

iv. 返還申請書及び添付書類の許容性

54. 証拠及び情報の受理を促進するために、第 23 条は、認証等の手続は要求することができないと規定する。さらに、第 30 条は、中央当局に対して又は直接裁判所に対して行われたすべての返還申請は、これに添付され、又はいずれかの中央当局によって提供された補足資料その他の情報と共に、「締約国の裁判所又は行政当局において受理されるものとする」と規定する。しかしながら、第 30 条は、このような文書に与えられる証拠としての価値（証明力）について定めておらず、これは、国内法及び裁判所の裁量に委ねられる。

2. 第 13 条 1 項(b)に基づき提起され得る主張の例

55. 第 13 条 1 項(b)の分析は、その事案ごとの個別性が高い。したがって、各裁判所による例外の適用・非適用に関する判断は、当該事案の個別の事情に基づく一回限りのものである。したがって、主張された重大な危険に関しては、本条約の法的枠組み（本ガイドで説明される例外を含む）に基づく慎重で段階的な分析が常に要求される。しかしながら、裁判所⁶⁹は、案件を迅速に裁定するための本条約の要求を留意しておかなければならない。
56. 本節では、様々な類型の事実や考慮すべき関連事項・要素の非包括的なリストを用いて、重大な危険の主張に対して裁判所がどのようにアプローチしてきたかに関し、いくつかの例を提示する。もっとも、これらの考慮すべき事項・要素のそれぞれが相対的にどの程度重要であるかについては、事案ごとの個別の事情に左右されるものであるため、取り扱わない。また、本節では、議論となっている特定の争点について説明するために、国際的な判例にも限定的に言及する。裁判所その他利害関係を有する者においては、第 13 条 1 項(b)に基づく様々な争点につきどのようなアプローチが採用されてきたかに関する詳細及び最新情報について、INCADAT 及び国内の裁判例を参照することが奨励される。

a. 子又は連れ去った親（TP）（若しくはその両方）に対する DV

57. DV に起因する重大な危険は、様々な形態により主張される。TP から身体的、性的その他の形態の子の虐待を理由として、直接的な害悪の重大な危険が存在すると主張されることがある。また、LBP が TP に対して行う DV を子が目の当たりにすることによって子に重大な危険が生じるという主張がされることもある⁷⁰。

⁶⁹ 上記注 12 参照。

⁷⁰ ミルティアドス対テターヴァク、686 F. Supp. 2d 544 (E.D. Pa. 2010)、2010 年 2 月 19 日、合衆国地方裁判所ペンシルバニア東部支局（アメリカ）[INCADAT 参照コード：HC/E/US 1144] 等参照。本件において裁判所は、LBP による TP に対する虐待（殺害の脅迫及び過度の飲酒を含む）その他の要素（キプロス当局が TP を保護できないこと、娘に結果として生じる慢性的な心的外傷後ストレス障害等）が、重大な危険とするのに十分であると認めた。

さらに、子に対する重大な危険が、返還後に LBP が TP に対して加える潜在的な害悪に基づいている可能性もある⁷¹（そのような害悪により、TP の監護能力が著しく害されるおそれのある場合を含む）。

58. これらの場合における重大な危険の分析の際には、暴力の性質、頻度及び激しさ並びに暴力が振られるおそれのある状況といった考慮すべき事項に照らして、DV が子の常居所地国への返還により子に与える影響、及びそのような影響が重大な危険の例外的高い基準を超えるものであるか否かに特に焦点が当てられる⁷²。したがって、DV の状態が存在する証拠を示したとしても、それだけでは、子に対する重大な危険の存在を証明したことにはならない⁷³。
59. TP が、子に対する重大な危険を生じさせるような DV に関する状況を証明した場合、裁判所は、子を重大な危険から保護する措置の利用可能性やその適切性、有効性について検討すべきである⁷⁴。

⁷¹ テイラー対テイラー、502 Fed.Appx. 854, 2012 WL 6631395 (C.A.11 (Fla.)) (11th Cir. 2012)、2012 年 12 月 20 日、合衆国第 11 巡回区控訴裁判所（アメリカ）[INCADAT 参照コード：HC/E/US 1184] 等参照。裁判所は、LBP が、第三者を使って TP を身体的に害する（そして、殺すことさえするかもしれない）と脅したという証拠を採用した。裁判所は、子に対する危険が、LBP による脅迫のみならず、未知の第三者による脅迫からも起因していること、及び LBP の不正行為が、家族に対する深刻な害悪の相当な危険を、また子に対する害悪の重大な危険をもたらした、もし返還されるとしたら今後ともたらし続けるおそれがあることを理由として、当該案件が比類のないものであると強調した。*W. の件（子）* [2004] EWCA Civ 1366（イギリス）[INCADAT 参照コード：HC/E/UK 771] 第 49 段における LJ・ウォールの意見も参照。*ゴメス対フェンマヨール*, No. 15-12075、合衆国控訴裁判所（第 11 巡回区）、2016 年 2 月 5 日（アメリカ）[INCADAT 参照コード：HC/E/US 1407] において、裁判所は、「適切な調査では、親ではなく子が直面する危険に焦点が当てられるものではあるが（省略）それにもかかわらず、親に向けられた十分に深刻な脅迫及び暴力は、子に対しても同様に害悪の重大な危険をもたらし得る」と認めた。

⁷² 以下の案件において、裁判所は、子に対する重大な危険の証拠がないと認めた。*タバッキ対ハリソン*, 2000 WL 190576 (N.D.Ill.)、2000 年 8 月 2 日、イリノイ北部地区合衆国地方裁判所東部支局（アメリカ）、[INCADAT 参照コード：HC/E/USf 465] において、LBP の TP に対する虐待歴は、彼らの子に対する重大な危険を構成しないと認められた。なぜなら、子が過去に 2 回しか LBP が TP に対して暴力を振るう場面に居合わせていないから、また連れ去り以来当該両親は難なく訪問を取り決めてきており、LBP が TP に対し虐待したり苦しめてきたという証拠がないからである。*司法長官対パーカー*, 1999 (2) ZLR 400 (H)、1999 年 11 月 30 日、高等裁判所（ジンバブエ）[INCADAT 参照コード：HC/E/ZW 340] 408 頁も参照。本件において裁判所は、LBP の乱暴かつ威圧的な行動は子供達ではなく TP に向けられたものであること、及び子供達がさらされていると TP が述べるストレスの多い環境は当該両親間の緊張関係により引き起こされていることを強調した。裁判所はさらに、TP が LBP からの接触の要求に反対せず、それどころか LBP に未成年の子供達と交流するよう勧めてきたように見えると強調した。

⁷³ *ソーラガー対フェア*, 720 F.3d 96 (2nd Cir. 2013)、2013 年 6 月 13 日、合衆国第 2 巡回区控訴裁判所（アメリカ）[INCADAT 参照コード：HC/E/US 1240] 12 頁及び 16 頁も参照。本件において裁判所は、TP が LBP から配偶者虐待を受けたとの主張について、「子を深刻な危険にさらす場合に第 13 条 1 項(b)に基づき参考とされるのみ」であるとみなし、「第 13 条 1 項(b)の調査は、本国送還が [TP の] 安全を重大な危険にさらすこととなるか否かではなく、そうすることが子を心身の害悪の重大な危険にさらすこととなるか否かを問題とするものである」とした。当該案件において、裁判所は、家庭内暴力の事実があるとはいえ、「[子が] 危害を加えられたり標的となったりしたことはなく」、また「この場合、当該証拠は（省略）本国送還時に子が心身の害悪の重大な危険に直面することを証明しない」とする地方裁判所の認定を支持した。

⁷⁴ *F. 対 M.（奪取：害悪の重大な危険）* [2008] 2 FLR 1263、2008 年 2 月 6 日、イングランド及びウェールズ高等法院家事部（イギリス）[INCADAT 参照コード：HC/E/UK 1116] 第 13 段及び第 14 段等参照。本件において裁判所は、もし「子が要請を行った国の裁判所により十分な保護を与えられるであろうこと、又は LBP が十分な保護に関するアンダーテイキングを行ったことが認められる」場合、「奪取した親は通常、特に DV が提起されている場合には、第 13 条 1 項(b)の例外に依拠することができないであろう」と強調した。裁判所はさらに、この案件においては、LBP が「手続に（省略）協力し、性的虐待及び嫌がらせをしないとのアンダーテイキングを行う」ことを受け入れたことを強調した。上記 33 頁「第 13 条 1 項(b)の例外の分析において裁判所が考察する問題」参照。

例えば、DV 被害者を援助するために、子の常居所地国において法的保護及び警察・社会サービスを利用できる場合、裁判所は子の返還を命じてきた⁷⁵。しかしながら、場合によっては、裁判所がそのような法的保護及びサービスでは子を重大な危険から保護するには不十分であるとみなすこともある⁷⁶。例えば、LBP が繰り返し保護命令に違反し、⁷⁷子の心身を重大な危険にさらす可能性があったり、子の心理的脆弱性を高めていたりする場合である⁷⁸。

⁷⁵ X. (母) 対 Y. (父)、2018 年 2 月 22 日、Rechtbank 's-Gravenhage (ハーグ地方裁判所) (オランダ) [INCADAT 参照コード：HC/E/NL 1391] 6 頁等参照。本件において裁判所は、子の面前で日頃から DV にさらされているという TP の主張では重大な危険の認定には不十分であると認めた。なぜなら、「DV の結果が未成年者に危険をもたらさない (又はもはや危険をもたらさない) ことを確実にするために子の保護的措置その他の十分な手配を講じることができるかどうかを含め、すべての状況を正当に考慮に入れなければならない」からである。ムブイ対ヌガルラ (上記注 59 参照) も参照。

⁷⁶ 以下等参照。国家中央当局、人材サービス省対マンダー、2003 年 9 月 17 日、オーストラリア家庭裁判所 (オーストラリア) [INCADAT 参照コード：HC/E/AU 574] 第 109 段及び第 111 段 (本件において裁判所は、「裁判所命令及び刑事制裁の存在が (裁判所が「本件において害悪の重大な危険の存在を認めた」ように) 暴力の程度を弱めなかったことは明らかである」と強調した。したがって、子供達の返還は拒否された)、No de RG 06/00395、2006 年 5 月 30 日、Cour d'appel de Paris (フランス) [INCADAT 参照コード：HC/E/FR 1010] (本件において裁判所は、子が家族の住居において LBP の同棲相手によるレイプの被害者であったとの苦情を TP が申し立てていたにもかかわらず、子が重大な告発を行い、戻って LBP と生活することについて強い危惧の念を表明した時に、効果的な予防措置がとられていなかったことを認めた)。

⁷⁷ アチャクザド対ゼマルヤライ [2011] W.D.F.L. 2、2010 年 7 月 20 日、オンタリオ州裁判所 (カナダ) [INCADAT 参照コード：HC/E/CA 1115] 等参照。本件において裁判所は、TP の、LBP から何度も暴行を受けた、又は暴行すると脅迫された (レイプすると脅されたり、子を抱いている間に弾丸を込めた銃器を持ち出されたりしたこともある) という証言を採用した。裁判所はさらに、特定の状況を考えると、TP が第 13 条 1 項(b)に基づき LBP に対して申し立てを提起したことに対する LBP の確実な怒りを無視することはできないと認めた。LBP にカリフォルニアでセーフハーバーオーダーを受け入れる意思があることを考えると、アンダーテイキングを執行することは可能であろうが、裁判所は、彼が証言の間中嘘をついたり裁判所命令に違反したりして司法制度を軽視してきたことを考えると、本当の問題は彼の未来の振る舞いをカリフォルニアの裁判所が十分に管理・制御できるのかというところにあると考えた。さらに、彼は怒った時に自己の振る舞いを制御できないことを示してきた。したがって、裁判所は、カリフォルニアへの返還が、アンダーテイキングによっては十分に制御できない重大な危険を TP 及び子にもたらすと判決した。

⁷⁸ オステボル対オステボル、2000 WL 1611123 (S.D. Ohio 2000)、2000 年 8 月 16 日、オハイオ州の合衆国地方裁判所 (アメリカ) [INCADAT 参照コード：HC/E/US 1145] 第 15 段等参照。本件において、2 名の心理学者が TP の代わりに証言を行った。最初の心理学者は、TP に対する虐待を目撃しただけではなく、自らも「相当な心的外傷、身体的虐待、感情的虐待及び言葉による虐待を受け」た子供達を、心的外傷後ストレス障害と診断した。特に、最初の心理学者は、「子供達をノルウェーに返還することは、彼らにとって耐え難い状態を生み出すこととなる」との意見を述べた。2 番目の心理学者の、各自が LBP の過度の飲酒並びに自己及び TP に向けられた様々な虐待について述べた「子供達それぞれに対する診断的印象は、少なくとも深刻なストレス障害であった」。2 番目の心理学者は、LBP が「子供達がノルウェーに返還されるとしたら、彼らに害悪の重大な危険をもたらす、彼らを耐え難い状態に置くこととなる」自己愛性性格障害を患っており、また「子供達は、[LBP の] 監護下に戻ることを命じられるか否かにかかわらず、単にノルウェーに戻るよう命じられるだけで、耐え難い心理的な害悪を被ることとなる」との意見を述べた。

b. 返還後の子に対する経済上又は発達上の不利益

60. 子の返還後の経済上又は発達上の不利益に基づく重大な危険の主張がされた場合⁷⁹、子の基本的なニーズが常居所地国で満たされるか否かに焦点を当てて分析が行われるべきである。裁判所は、それぞれの親（又はそれぞれの国）が提供できる生活環境の比較をしてはならない。そのような生活環境の比較は、その後の監護に関する訴訟において参考にされるかもしれないが、第 13 条 1 項(b)の分析とは無関係である⁸⁰。したがって、常居所地国において生活環境がより質素であったり⁸¹、発達に関する支援がより限られていたり⁸²することは、重大な危険の例外を証明するには不十分である。TP が、自身と子の困難又は継続不能な経済状況に置かれること（例えば、生活水準が今より低くなるとか、当該国で職を見つけることができないとか、その他の差し迫った状況に置かれるなど）を理由として子と共に常居所地国に戻ることができないと主張する場合、それだけでは通常不返還命令を出すには不十分である⁸³。

特に、国からの給付金その他制度上の支援に依存しているということそれ自体は、重大な危

⁷⁹ 以下等参照。A.S. 対 P.S. (子の奪取) [1998] 2 IR 244、1998 年 3 月 26 日、最高裁判所（アイルランド）[INCADAT 参照コード：HC/E/IE 389]、K.M.A. 対司法長官 [2007] NZFLR 891、2007 年 6 月 5 日、ニュージーランド控訴裁判所（ニュージーランド）[INCADAT 参照コード：HC/E/NZ 1118]、南オーストラリア警察本部長対 H.、1993 年 8 月 6 日、アデレイドのオーストラリア家庭裁判所（オーストラリア）[INCADAT 参照コード：HC/E/AU 260]、E. の件 (子) (奪取：監護の訴え)（上記注 50 参照）。

⁸⁰ No de pourvoi 08-18126、2009 年 2 月 25 日、Cour de cassation（フランス）[INCADAT 参照コード：HC/E/FR 1013] 参照。本件において裁判所は、重大な危険を評価するために、子供達のその時の生活環境を彼らが返還された場合の生活環境と比較するべきであるという、TP の主張を却下した。

⁸¹ 以下等参照。G., P. C. c. H., S. M. s/ reintegro de hijos、2012 年 8 月 22 日、Corte Suprema de Justicia de la Nación（アルゼンチン）[INCADAT 参照コード：HC/E/AR 1315]（本件において裁判所は、LBP の経済状態に関する主張を考慮したが、TP は当該状態が子供達が極限状態に置かれる可能性を示唆することを証明していないと認めた）、Y.D. 対 J.B.、[1996] R.D.F. 753、1996 年 5 月 17 日、ケベック上位裁判所（カナダ）[INCADAT 参照コード：HC/E/CA 369]（本件において、TP は、LBP の経済的無能力により子供たちが重大な危険に直面することになるだろうと主張したが、裁判所は、そのような経済的弱さは、子の返還を拒否する有効な理由とはならないと裁定した）、No de RG 11/02919、2011 年 9 月 19 日、Cour d'appel de Lyon（フランス）[INCADAT 参照コード：HC/E/FR 1168]（本件において、TP は、LBP の居住設備の水準が低いこと、ドイツへの子供達の返還は彼らを重大な危険にさらすこととなると主張したが、裁判所は、TP は当該水準が必要最低限の基準を満たさないことを証明していないと断定し、子供たちはフランスでより好ましい生活環境を享受しているという主張事実を「外国の決定に関する本案の評価を要求されていない」要請を受けた国が考慮に入れることはできないと強調した）、17 UF 56/16、2016 年 5 月 4 日、Oberlandesgericht Stuttgart Senat für Familiensachen（ドイツ）[INCADAT 参照コード：HC/E/DE 1406]（本件において、返還時の常居所地国における潜在的により好ましくない経済状態は、子に対する心身の害悪の重大な危険を構成しないとする判決が出された）。

⁸² No de RG 11/01062、2011 年 6 月 28 日、Cour d'appel de Bordeaux（フランス）[INCADAT 参照コード：HC/E/FR 1128] 等参照。本件において、TP は、子が常居所地国での栄養不良、不潔さ及びネグレクトについて不満を漏らしていると主張したが、裁判所は、これでは重大な危険を証明するには不十分であること、並びに誰が子の日々の監護を行うのに最も適しているのかを決定するのは常居所地国の裁判所の責任であること、並びに常居所地国はその領地に暮らす子を見守るための適当な設備及びインフラを有していることを述べた。

⁸³ 以下等参照。N. R. c. J. M. A. V. s/ reintegro de hijo、2013 年 2 月 28 日、Corte Suprema（チリ）[INCADAT 参照コード：HC/E/CL 1318]（本件において裁判所は、返還が TP にとって職探しの問題から困難であり得るという単なる事実では、TP による返還の拒否を合理的に正当化するのに十分ではなく、当該事項はさらに監護手続において考慮に入れられるべきであると認めた）、No de RG 12-19382、2013 年 3 月 20 日、Cour de cassation（フランス）[INCADAT 参照コード：HC/E/FR 1213]（本件において、TP は、自分がフランスにおいて失業中で、最低限の収入と低家賃住宅を得ており、これではイングランドに入ることができないと主張したが、裁判所は、イギリス当局が返還後の子供達の保護を確保するための適当な段取りをつけており、TP のイングランド滞在は今やイギリスの決定により強制されていることであるから、彼女は最低限の収入の給付に関しては異なる状態にあり、それゆえ重大な危険は存在しないと強調した）、5A_285/2007/frs、2007 年 8 月 16 日、Tribunal fédéral, II^e cour de droit civil（スイス）[INCADAT 参照コード：HC/E/CH 955]（本件において裁判所は、TP による返還の拒否を正当化する客観的な理由がないことに照らして、少なくともイスラエルでの訴訟手続中にイスラエルに戻りそこに住むことが、彼女にとって現実的に困難であるか経済的に耐えられないとは思われないと認めた）。

険とはならず、⁸⁴非常に例外的な状況においてのみ、子に対する重大な危険につながり得る⁸⁵。重大な危険を生じさせるような状況にあることが立証された場合、裁判所は、例えば、常居所地国の管轄裁判所が必要な命令を出すまでの短期間に限って、緊急の資金援助を行うなどといった保護的措置によって、そのような危険から子を保護できるか否かを検討する。

c. 常居所地国の状況に関する危険

61. 常居所地国の状況に関連付けられた重大な危険について分析をする際には、当該国の全体的な政治情勢、経済状態又は治安情勢というよりは、政治情勢、経済状態又は治安情勢及びそれが個々の子に与える影響の重大さや⁸⁶、そのような影響の程度が重大な危険の例外を構成するのに十分なものであるか否かに焦点が当てられなければならない。したがって、常居所地国の深刻な政治情勢、経済状態又は治安情勢についての主張は、一般的には重大な危険の例外のトリガーとしては不十分である⁸⁷。同様に、不穏な政治環境での（単発の）暴力事件は、通常は重大な危険を構成するものではない⁸⁸。

⁸⁴ A. の件（未成年）（奪取：監護の権利）[1992] Fam 106、1992 年 2 月 12 日、イングランド及びウェールズ控訴院（イギリス）[INCADAT 参照コード：HC/E/UK 48] 等参照。本件において裁判所は、返還時のオーストラリアの公的給付金への依拠は、耐え難い状態を構成するには不十分であると認めた。

⁸⁵ No de RG 08/04984、2009 年 2 月 18 日、*Cour d'appel de Nîmes*（フランス）[INCADAT 参照コード：HC/E/FR 1135] における裁判所の考慮事項等参照。

⁸⁶ エスカフ対ロドリゲス、200 F. Supp. 2d 603 (E.D. Va. 2002)、2002 年 5 月 6 日、バージニア東部地区合衆国地方裁判所アレクサンドリア支局（アメリカ）[INCADAT 参照コード：HC/E/USf 798] 参照。本件において裁判所は、アメリカ人実業家がコロンビアにおいて誘拐及び暴力の危険性の高まりに直面しており、TP 自身も脅かされてきたという証拠が存在するとはいえ、LBP がアメリカとコロンビアの二重市民権を得て 13 歳まで住み、現在コロンビア人の親や家族と暮らしている町において、深刻な危険があるという明確かつ説得力のある証拠は存在しないと認めた。

⁸⁷ 以下等参照。No de RG 11/02685、2011 年 6 月 28 日、*Cour d'appel de Rennes*（フランス）[INCADAT 参照コード：HC/E/FR 1129]（本件において、TP は、メキシコシティの公害、大都市メキシコシティにおける犯罪による危険性及び地震危険度について主張したが、これらの危険がどのように子供達個人に直接影響するかについては首尾よく証明することができなかった）、No de pourvoi 14-17.493、2014 年 11 月 19 日、*Cour de cassation*（フランス）[INCADAT 参照コード：HC/E/FR 1309]（本件において、TP は、南アフリカに返還される場合、子はマカラリ保護区に戻って住むことになり、そこでの一般的な生活条件から、深刻な肉体的危機の危険にさらされることとなると申し立てたが、これらの主張は裁判所によって却下された）。

⁸⁸ 申し立てられた毎日の生活に内在する潜在的な危険では通常第 13 条 1 項(b)に基づく案件を証明するには漠然としすぎていると認められた、イスラエルへの返還に関わる以下の案件等参照。A. 対 A、2001 年 10 月 5 日、ブエノスアイレス第一審裁判所（アルゼンチン）[INCADAT 参照コード：HC/E/AR 487]；No 03/3585/A、2003 年 4 月 17 日、*Tribunal de première instance de Bruxelles*（ベルギー）[INCADAT 参照コード：HC/E/BE 547]、B-2939-01、2002 年 1 月 11 日、*Vestre Landsret*（デンマーク）[INCADAT 参照コード：HC/E/DK 519]、*プレイヤー対プレイヤー*、969 F. Supp. 436 (E.D. Mich. 1996)、1996 年 10 月 4 日、ミシガン東部地区合衆国地方裁判所南部支局（アメリカ）[INCADAT 参照コード：HC/E/USf 133]。国際的な子の返還手続、Case No 2926/2008、2009 年 2 月 16 日、*Tercera Sala Familiar del Honorable Tribunal Superior de Justicia del Distrito Federal*（メキシコ）[INCADAT 参照コード：HC/E/MX 1038] も参照。本件において、ベネズエラでの日常生活の妨げとなっている政治的デモ及びその結果として生じる全体的な不安定さは、重大な危険とは判断されなかった。

主張された事実が重大な危険を構成し得るような性質のものである場合でさえ、裁判所は、なお保護的措置によって当該危険に対処できるか否かを判断しなければならず、対処できる場合には、裁判所は子の返還を命ずる義務を負うこととなる⁸⁹。

d. 子の健康に関する危険

62. 子の健康に関連した主張がなされた場合、重大な危険についての分析をする際に焦点が当てられるべき事柄は、一般に、子の常居所地国で治療が受けられるかどうかであり⁹⁰、それぞれの国における相対的な治療の質を比較することではない⁹¹。典型的には、緊急の治療が現に必要であるか又は必要となるであろうときに常居所地国においてはそのような治療が受けられないような状態、又は子の健康状態からそもそも常居所地国への帰国それ自体ができない状態においてのみ、重大な危険の存在が証明されることになる⁹²。常居所地国が異なるヘルスケアの基準や気候環境を有するという事実だけでは、通常、第 13 条 1 項(b)の例外を証明するには不十分である。例えば、要請を行った国の気候条件が要請を受けた国の気候条件と異なるということそれ自体は、子の健康に関連した重大な危険の例外を証明するには不十分である。子の健康に関連する主張が立証された場合、裁判所は、例えば、返還時の重大な危険から子を保護するための保護的措置（返還時に子に対して経済的支援、健康保険又は医療支援の準備を提供する等）を検討する余地がある。

⁸⁹ A. 対 A.（上記注 88 参照）等参照。本件において裁判所は、常居所地国の状態が安定するのを待って、返還の決定に基づく執行を 2 カ月間遅らせた。D. の件（第 13 条 b：不返還）[2006] EWCA Civ 146、2006 年 1 月 25 日、イングランド及びウェールズ控訴院（イギリス）[INCADAT 参照コード：HC/E/UK 818] も参照。本件において、両親は、ベネズエラでの計画的な射撃その他の攻撃の標的にされた被害者だった。裁判所は、第 28 段において「子供たちは攻撃の対象となったことがなく、両親よりも標的となり被害を受ける可能性は低い、そうした攻撃時に両親のいずれかと共にいる場合、肉体的危害を加えられる危険がある」とする予審判事に同意した。裁判所はまた、予審判事が「武装警備員による 24 時間体制の監視（省略）」それ自体は、完全な保護を提供することにはならないだろうが、危険をいくらか軽減することにはなるだろう」と認めたことを強調した。

⁹⁰ No de pourvoi 17-11031、2017 年 5 月 4 日、Cour de cassation（フランス）[INCADAT 参照コード：HC/E/FR 1346] 等参照。本件において裁判所は、イスラエルの健康管理制度の質が十分であること、及びイスラエルで子が受ける HIV の抗ウイルス治療がフランスで処方されるものと同一であることを証明した。したがって、十分な治療を利用することができ、子の返還を拒否する根拠は存在しない。

⁹¹ 以下等参照。No de rôle: 07/78/C、2007 年 1 月 25 日、Tribunal de première instance de Bruxelles（ベルギー）[INCADAT 参照コード：HC/E/BE 857]（本件において、TP は、LBP が子に言語障害治療を受けさせるべきであるというスクールサイコロジストからの緊急の助言を聞き入れないことを理由として、子に対する重大な危険を主張したが、裁判所は、これらの事実では重大な危険を証明するには不十分であると認めた）、V.L. B-1572-09、2009 年 9 月 23 日、Vestre Landsret（デンマーク）[INCADAT 参照コード：HC/E/DK 1101]（本件において、子は、学校での特別な注意を必要とし、また TP は、複数の硬化症及びうつ病を患っている LBP への返還は重大な危険を構成することとなると主張した。しかしながら、裁判所は、子と LBP との間の良好な関係及び LBP によるできる限り最善の方法で子を養育するための努力を強調し、それらの主張が重大な危険を証明するのに十分であるとは認めなかった）、DP 対連邦中央当局、[2001] HC 39、(2001) 180 ALR 402（オーストラリア）[INCADAT 参照コード：HC/E/AU 346] 第 144 段（本件において裁判所は、子の自閉症治療に関連して、「子の自閉症を治療するための施設は（そこへの返還が求められている）ギリシャに存在する」と強調したが、ケアの相対的な質をオーストラリアとギリシャとの間で比較することはなかった）。ソリス対ディーボ・レノスキ、2015 BCCA 508 (CanLII)（カナダ）[INCADAT 参照コード：HC/E/CA 1403] も参照。

⁹² 国家中央当局対メイナード、2003 年 3 月 9 日、オーストラリア家庭裁判所（オーストラリア）[INCADAT 参照コード：HC/E/AU 541] 第 27 段、第 28 段及び第 30 段参照。本件において、多岐にわたる医学的証拠により、子の深刻な病状（てんかん発作）が「移動が [子] への著しく深刻な損害又は子の死につながり得る」ことを示していることが証明されたため、裁判所は、TP によるイギリスの医療制度の質に関する主張は却下したものの、イングランドへの子の返還が当該子を身体的な害悪の重大な危険にさらすこととなると認めた。

しかしながら、これらの措置は、LBP に不当な負担をかけるものであってはならず、TP がこれらの問題に対処する最善の立場にある常居所地国の裁判所にアクセスすることのみを可能にするような、時間的にも限られたものであるべきである。

e. 連れ去った親 (TP) からの別離 (TP が子の常居所地国に戻れないか戻ろうとしない場合)

63. 返還手続においては、TP が帰国することができない又は帰国しようとし不在の場合において、TP と子の別離に起因して心理的な害悪が生じ、又は耐え難い状況に置かれることにより重大な危険が生じるという主張が、多様な状況において頻繁にされる。しかしながら、多数の締約国における裁判所の判断によれば、TP が子と共に子の常居所地国に帰国することができない又は帰国しようとし不在の場合、裁判所が第 13 条 1 項(b)の例外を認めることはまれである⁹³。

64. これらの場合における重大な危険についての分析は、返還が命じられた場合に生じ得る親との別離又は監護がない状態で放置されることが子に与える影響や、重大な危険に対処するための保護的措置の利用可能性を考慮に入れた上で、そのような影響が重大な危険の例外的高い基準を満たすか否かに主眼を置いて行われる必要がある⁹⁴。TP が子の常居所地国に戻ることができない事情又は理由は、それによって生じ得る別離が子に与える影響の評価とは（その一部を形成する可能性はあるにしても）別個のものである。

65. TP からの別離が重大な危険の高い基準を満たすこととなる場合、TP が子の常居所地国に戻ることができない事情又は理由は、TP の帰国を妨げる障害を取り除き、重大な危険に対処するためにどのような保護的措置が利用できるかを決定する際に、特に関連性を有することがある⁹⁵。以下（第 67 段から第 72 段）では、TP によりよく主張される障害や、裁判所が様々な状況下で検討する措置の種類につき、その一例を示す。あるいは、TP の帰国を妨げる障害を取り除くことができない場合、採用し得る保護的措置を評価する際に考慮すべきその他の事項の中に、LBP その他の者が、子の常居所地国への返還から当該国の裁判所が監護権の所在につき判断するまでの間、当該子を監護するという選択肢も含まれ得る。

⁹³ 下記第 67 段～第 72 段参照。

⁹⁴ 以下等参照。No de RG 11/01437、2011 年 12 月 1 日、*Cour d'appel d'Agen*（フランス）[INCADAT 参照コード：HC/E/FR 1172]（本件において裁判所は、子の TP からの引き離しは、たとえ TP が子を常に養育してきた者であったとしても、重大な危険ではないと断定した。なぜなら、当該子が常居所地国において LBP 及び優しい家族と良好な関係を築いていたからである）、7 UF 660/17、2017 年 7 月 5 日、*Oberlandesgericht Nürnberg Senat für Familiensachen*（ドイツ）[INCADAT 参照コード：HC/E/DE 1409]（本件において裁判所は、子に対する心理的な害悪の重大な危険が、返還によって子が通常経験するであろう精神的負担を著しく超えることとなる範囲にあるか否かに焦点を当て、当該案件において当該範囲にあるという証拠は存在しないと認めた）。

⁹⁵ いくつかの法域の裁判所は、重大な危険に関する事実の申し立てを評価する前に、TP の帰国を妨げる障害を取り除くための可能な措置を検討することができる。当該措置を実行できる場合、裁判所は、引き離しに起因する子に対する重大な危険に関する TP の主張を評価する必要なしに、返還申請を処理することができる可能性がある。

66. 常居所地国で係属中の監護権に関する手続についての迅速なリスト掲載が重大な危険に対処するために重要である場合⁹⁶、返還を命ずる裁判所は、子のための保護的措置として、返還後に子の常居所地国において監護権に関する手続が可能な限り早く行われるよう要請することができる。関連する法律及び手続に基づき適当である場合、当事者は、子の常居所地国において迅速な手続が存在するのであれば、そのような手続に関する情報提供を受けることができる。さらに、状況に応じて、また関係国双方において可能である場合、返還を命ずる裁判所は、DJC を通して手続の迅速なリスト掲載を促進するための援助を行うこともできる⁹⁷。

i. 不法な連れ去り及び留置による、子の常居所地国における TP に対する刑事訴追

67. TP は、常居所地国に帰国した場合、子の不法な連れ去り又は留置について刑事上の責任を問われる危険性がある。そして、TP が収監されると、子との別離を招きかねないため、そのような別離が子に対する重大な危険を生じさせることを理由として帰国を拒否することがある。裁判所は、逮捕令状又は係属中の刑事手続の状況及び令状又は告訴が取り下げられる可能性に関する情報の収集を検討することができる。例えば、LBP 又は子の常居所地国の関連当局は、そのようなことが可能な場合には、刑事その他の手続を進行させないか、少なくとも、TP の不逮捕を保証することもあり得る⁹⁸。要請を受けた国及び常居所地国において許容される場合、必要に応じて DJC を利用することを含め、刑事当局又は司法当局の協力を得て、係争中の告訴や逮捕令状の却下又は取り下げが（それが適切な場合に限り）確保されることがある⁹⁹。中央当局は、国内法に基づき許可される場合、これに関して援助を申し出たり情報を提供したりすることもできる。告訴又は逮捕令状が取り下げられた場合、主張されていたような帰国を妨げる障害はもはや存在しないことになる。

⁹⁶ 上記「用語」中の「リスト掲載」参照。

⁹⁷ G. の件（*奪取：手続の取り下げ、黙認、常居所*）[2007] EWHC 2807 (Fam)、2007 年 11 月 30 日、イングランド及びウェールズ高等法院（家事部）（イギリス）[INCADAT 参照コード：HC/E/UKe 966] 第 78 段等参照。本件において裁判所は、当事者が、子供達に関する将来の取り決めについて完全な福祉調査に基づく決定が行われることを求めて当該事項をカナダ（常居所地国）の裁判所に持ち出す緊急の措置を講じるという前提で、返還命令を出した。この目的に向けて、裁判官は、1980 年条約事項においてアルバータ州の窓口として指定されているアルバータ州女王座裁判所の裁判官に問い合わせを行い、いずれかの当事者による申請があった場合、当該州において迅速な審理を手配できるとの保証を得た。

⁹⁸ 以下等参照。訴えの許可の申し立て（*家事事件*）5690/10、2010 年 8 月 10 日、イスラエル最高裁判所（イスラエル）[INCADAT 参照コード：HC/E/1290] 第 3 段及び第 5 段（本件において裁判所は、不法な連れ去りにより逮捕されるであろう相当な危険が存在するという TP の主張の後で、逮捕令状は棄却されていること、また LBP の弁護士がアメリカの地元検察官に対し、LBP は TP に対する刑事手続の執行を遂げることに関心がなく、その意図もないと助言する手紙を書いており、当該事項に関して彼の見解に相当な重要性を与えるよう要請していることを強調した。裁判所は、検察官はそうした手紙に拘束されないが、「経験によると、特別の場合を除き、（省略）[TP が] 逮捕される可能性は高くない」と強調した）、*サボガル対ヴェラーディ*（上記注 60 参照）（本件において裁判所は、事情により返還時に子供達を LBP のもとに預けることができないため、LBP が、特に TP に対する刑事告訴又は捜査が却下されるか打ち切られるよう手配するという条件で、返還を命じた）。

⁹⁹ M. 及び J. の件（*奪取*）（*国際的な司法協力*）[1999] 3 FCR 721、1999 年 8 月 16 日、イングランド及びウェールズ高等法院（イギリス）[INCADAT 参照コード：HC/E/UKe 266] 等参照。本件においては、イングランド及びウェールズ高等法院、イギリス中央当局、カリフォルニア上位裁判所、カリフォルニア地方検事及びロサンゼルス上位裁判所家族法部監督裁判官の国際的な協力を通して、任意による返還が確保された。この案件では、TP は子供達を連れ去る時に執行猶予に違反しており、帰国を選ぶとしたらかなりの期間収監されるところだった。法廷外手続において、この案件に利害関係を有する各個人又は施設は、実質的な監護手続をはかどらせ、必要な福祉調査を優先させるため、TP に対する刑事手続の棄却を目指して代わる代わる努力した。当事者間で交渉され、合意されたアンダーテイキングは、後に TP が常居所地国へ子供達と共に自主的に戻ることを可能にした。

その一方で、そのような告訴又は令状を取り下げることができない場合、裁判所は、第 63 段から第 66 段に記載のとおり、別離中の子の養育について取り決める終局的な保護的措置を含め、TP との別離によって生じる重大な危険について評価する必要があると得る。この場合、TP が子の常居所地国への帰国時に直ちに未決勾留されることになる場合と、当該国での刑事裁判後にやがて最終的に収監される可能性のある場合とを区別する必要があるかもしれない。単にこのような告訴又は令状を取り下げることができないという事実だけでは、通常、重大な危険の例外の要件を満たすには不十分である¹⁰⁰。

ii. TP が直面する出入国管理上の問題

68. TP の帰国を妨げる障害が存在するという主張のうち、出入国管理上の問題に関わるもの（例えば、TP が必要なビザの期限切れ又は居住権の欠如により常居所地国に入国することができないと主張する場合）については、通常、TP 自身の努力により、又は可能かつ適当である場合、中央当局その他権限のある当局の間の協力により（その場合、当該当局は、可能な限り速やかに関与するべきである）、関係する在留許可を取得することにより、返還手続の早い段階において対処し得る。たとえそのようなことが不可能な場合であっても、裁判所は、通常、TP が少なくとも監護権の所在を決める手続への参加に必要な短期間、要請を行った国に戻ることができるときや、TP 常居所地国への入国につき特定の条件が付されているときは、親子の別離により生じ得る子に対する重大な危険の主張について検討することに消極的である¹⁰¹。概して、親が必要な在留許可申請を遅滞なく行わないことにより、自ら子に対して潜在的に有害な状態を作り出しておきながら、重大な危険の存在を立証するためにそのような状態に依拠することは許されるべきではないということを強調しておく必要がある。

iii. 常居所地国の司法への効果的なアクセスの欠如

69. TP は、例えば、法律上の代理人を立てる余裕がないために常居所地国に戻りたくない、常居所地国の裁判所が公正でない、監護権の所在を決めるための裁判所の手続へのアクセスを妨げる障壁があるなどと主張したりすることがある¹⁰²。TP が司法への有効なアクセス

¹⁰⁰ 訴えの許可の申し立て（家事事件）（上記注 98 参照）再度参照。本件において裁判所は、LBP が告訴を取り下げる努力を行った後で、その努力が当局を拘束するわけではないが、TP が逮捕される可能性は低いと強調した。裁判所は、TP は、子が奪取された国において自己が逮捕される懸念から、当該子は連れて行かれた国に残されるべきであると主張する権利を与えられるべきではないと強調した。

¹⁰¹ 以下等参照。20b90/10i、2010 年 7 月 8 日、*Oberster Gerichtshof*（オーストリア）[INCADAT 参照コード：HC/E/AT 1047]、*H. 対 H.* [1995] 12 FRNZ 498、1995 年 12 月 4 日、ウェリントン高等裁判所（ニュージーランド）[INCADAT 参照コード：HC/E/NZ 30]。

¹⁰² 以下等参照。No de RG 11/02685、2011 年 6 月 28 日、*Cour d'appel de Rennes*（フランス）（上記注 87 参照）（本件において、TP による、自己のメキシコで公正な裁判を受ける権利が脅かされるであろうという根拠のない主張は、裁判所により却下された）、*司法長官対 N. (C. の申請による)*、2001 年 3 月 4 日、ウェリントン高等裁判所（ニュージーランド）[INCADAT 参照コード：HC/E/NZ 501]（本件において裁判所は、TP がチリでの自己の法的状況について行った主張を却下し、当該国には監護の権利を決める際に子の利益が最優先であると確認されるであろう専門的な家庭裁判所制度が存在することを強調した）、*プリエゴ対ヘイズ*、843 F.3d 226 (6th Cir. 2016)、2016 年 12 月 5 日、合衆国第 6 巡回区控訴裁判所（アメリカ）[INCADAT 参照コード：HC/E/US 1386] 2 頁（本件において裁判所は、地方裁判所の認定を支持し、「[LBP の] 外交上の地位が、トルコの裁判所の監護について裁定する能力を弱めることとなるため、『耐え難い状態』の重大な危険が存在する」という、TP の主張を却下した。裁判所は、8 頁にて、「第 13 条 1 項(b)の本文は『耐え難い状態』には一方の親が裁判所が監護について裁定することがで

を有していないという懸念がある場合、裁判所は、これらの主張を評価するためや、可能であれば帰国後すぐに裁判手続にアクセスすることを容易にする手配を行うために、関連中央当局との協力又は DJC の利用を検討することができる。単に当該親に法律上の代理人を立てる余裕がない可能性があるというだけでは、司法への有効なアクセスの欠如を証明するには不十分であるとされている¹⁰³。いずれにせよ、本条約は国家間の信頼関係に基づいているため、返還手続における評価として、両国の司法制度の相対的な質（例えば、手続の迅速さについて）を比較するべきではない。

iv. TP に関する医療上の理由又は家庭の事情

70. TP に関する医療上の理由が証明された場合、（身体的又は心理的な）医療状態の特質及び深刻さ並びに常居所地国において適切な治療を受けられる可能性が、TP が帰国することができないことについて評価する際に考慮され得る¹⁰⁴。必要な治療にアクセス可能かこれを手配可能な場合、TP の帰国を妨げるものとして主張された障害は解消されるかもしれない。しかしながら、単に治療が可能であるというだけでは、TP の帰国を妨げる障害を除去するには不十分である場合もあり得る。例えば、もし TP が常居所地国に戻らなければならないとすると、TP その精神的な健康を極度に悪化させるリスクがある¹⁰⁵ような場合である。このような場合、裁判所は、上記第 63 段から第 66 段に記載のとおり、主張された子に対する重大な危険について評価しなければならない。そのような評価の一環として、裁判所は、常居所地国への子の返還時に重大な危険から子を保護するための保護的措置について

きない国への子の返還を求めている状態が含まれ得るという解釈を支持する」が、TP は目下の事件の事実に基づき「耐え難い状態」を証明できていない、と認めた（11 頁）。

¹⁰³ F. 対 M. (奪取：害悪の重大な危険) (上記注 74 参照) 第 15 段等参照。本件において、TP は、フランスの法制度に対する自己の立場の結果として、返還により子供達が耐え難い状態に置かれることとなると主張した。当該親は、代理人を立てることができないであろうこと、フランスの裁判所及び福祉に関する助言者が自分に反対する立場をとっていること、彼らに自己の詳細な申し立てを承認又は検討させることができなかったこと、並びに、現在の同棲相手に対する彼らの見解を考えると、3 番目の子を奪われて国の保護下に置かれる危険にさらされていることを主張した。裁判所は、第 18 段において、「[フランスの] 法的手続自体が耐え難さを生み出すような、特定かつ詳細な事例なしに主張することはほぼ不可能である。言い換えれば、耐え難さの実情が申し立てられなければならない」と判決した。裁判所は、第 19 段において、「条約の方針に対する礼譲及び尊重により、[本裁判所は] (省略) 非常に説得力のある反対の証拠がある場合を除き、フランスの裁判所も同様に、当事者の対立する主張を公平に調査し裁定する能力を有していると確定することが義務付けられている」と判決した。

¹⁰⁴ 以下等参照。LPQ 対 LYW [2014] HKCU 2976、2014 年 12 月 15 日、香港特別行政区高等法院（中国）[INCADAT 参照コード：HC/E/CNh 1302]（本件において、TP は、自分は「精神的に打ちのめされる」こととなるために日本に戻ることができず、また主な養育者である自分抜きでの子供達の返還は、LBP は仕事がとても忙しく、子供達への愛情が欠如しており、好ましくない気性を持っているということもあり、彼らを耐え難い状態に置くこととなると主張した。裁判所は TP による根拠のない申し立てを却下し、第 48 段において、第 13 条 1 項(b)は本来子に関係するものであり、返還が TP に与える影響とは関係ないと述べた）、E. の件（子）(奪取：監護の訴え) (上記注 50 参照)（本件において裁判所は、TP の心の健康が悪化すれば子供達に対する心理的な害悪の重大な危険が存在することとなるが、これらの懸念に対処する適当な保護的措置（家族の住居を TP と子供達だけで占有できるようにし、経済的な支援を行うという LBP のアンダーテイキングを含む）が用意されていると認めた）。

¹⁰⁵ 家族省長官対 R.S.P. [2003] FamCA 623、2003 年 8 月 26 日、オーストラリア家庭裁判所大法廷（オーストラリア）[INCADAT 参照コード：HC/E/AU 544] 等参照。本件において裁判所は、精神科医の確固たる証拠に基づき、もし子が返還される場合、TP の自殺という重大な危険が存在することとなること、及び TP の自殺は子に対して破壊的な影響を与えるであろうことを認めた。S. の件（子）(奪取：監護の権利) [2012] UKSC 10、[2012] 2 A.C. 257、2012 年 3 月 14 日、連合王国最高裁判所（イングランド及びウェールズ）（イギリス）[INCADAT 参照コード：HC/E/UK 1147] も参照。本件において裁判所は、虐待を受けた女性症候群として知られる一種の心的外傷後ストレス障害に苦しむ TP の健康は、もしオーストラリアに戻るよう要請されるとしたら著しく損なわれるであろうという、また、TP の心の健康のもろさに照らして、提案された保護的措置では、もしオーストラリアに返還されるとしたら子が耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険を取り除けないであろうという、医学的証拠を裁判にて採用した。

検討することとなる。

71. TP は、要請を受けた国で新しい家族ができたために常居所地国に戻ることができないと主張することがある¹⁰⁶。TP が母親の場合、母乳で育てられる新生児が生まれる、又は生まれたという事実が主張されることもある。連れ去った母親が事情により帰国のための準備を行うことができないと主張した場合、裁判所は、第 63 段から第 66 段に記載のとおり、子に対する重大な危険に関する当該母親の主張を評価する必要がある。この場合、母親が困難なジレンマに直面することになるという事実のみでは、年長の子が返還により重大な危険にさらされることとなると結論づけるには不十分であると判断される可能性がある¹⁰⁷。

v. 返還に対する明確な拒否

72. 時として、TP は、常居所地国に戻るつもりはなく、仮に子が返還されることになった場合には子と自分が別離することは避けられないなどと明確に主張する。このようなケースでは、TP が子と共に常居所地国に戻ることが、ほとんどの場合において子を重大な危険から守ることとなるのだが、裁判所は、通常当該親に帰国を強制することができないため、当該親の帰国を促すための保護的措置又は取決めを導入する一切の努力は、無駄となる可能性がある。概して、親は、子の不法な連れ去り又は留置を通して、自ら子に対する潜在的に有害な状態を生み出しておきながら、子に対する重大な危険の存在を証明するためにその状態にとどまり続けることを許されるべきではないということを強調しておく必要がある¹⁰⁸。

¹⁰⁶ C. の件 (奪取：心理的な害悪の重大な危険) [1999] 1 FLR 1145、1999 年 12 月 2 日、イングランド及びウェールズ控訴院 (イギリス) [INCADAT 参照コード：HC/E/UKe 269] 等参照。本件において裁判所は、予審判事は TP の新しいパートナーが入国管理上の理由により常居所地国に戻れないであろうという事実、並びに TP 及びそのパートナーが、潜在的な問題に気付きながらも、現在依拠しようとしている悪条件を生み出してきたという事実を重視し過ぎて判断を誤ったと判決した。

¹⁰⁷ 家族・青年・コミュニティケア省長官及びホップズ、1999 年 9 月 24 日、ブリスベンのオーストラリア家庭裁判所 (オーストラリア) [INCADAT 参照コード：HC/E/AU 294] 等参照。本件において、TP が南アフリカに戻ることが望まず、また実際戻ることができないために、子が重大な危険に直面することとなることが主張された。これは、当該親がオーストラリアに到着した後で第 2 子を出産し、いまだに母乳で育てているという事実によっていた。さらに、当該親の新しいパートナーは、当該新生児が南アフリカに行くことを許可しようとしなかった。裁判所は、TP が置かれている状態は主として当該親自身が作ったものであり、また TP のやっかいなジレンマは上の子が返還により重大な危険にさらされることとなるという結論にはつながらないと判決した。

¹⁰⁸ コミュニティサービス省 (中央当局) 長官対 J.C. 並びに J.C. 及び T.C.、1996 年 7 月 11 日、シドニーのオーストラリア家庭裁判所大法廷 (オーストラリア) [INCADAT 参照コード：HC/E/AU 68] 等参照。G., P. C. c. H., S. M. s/ reintegro de hijos (上記注 81 参照) も参照。本件において裁判所は、TP の帰国拒否のみを理由として返還メカニズムの機械的な停止を可能にすることは、国際社会が定めた制度を被告人の一方的な意向に従わせることになることと判決した。

f. 兄弟姉妹との別離

73. 返還手続を審理する裁判所は、例えば、兄弟姉妹のうち一人が第 13 条 2 項に基づき返還されることに反対しており、裁判所がそれに基づき当該子の不返還を検討しているような場合、兄弟姉妹がそれぞれ分離してしまうため、それによって重大な危険が生じてしまうという主張に直面することがある¹⁰⁹。別のシナリオとして、ある子が、ハーグ返還申請が行われていないか又は本条約が適用されない（継）兄弟姉妹と共に、TP により不法に連れ去られたか留置されているという場合もある（例えば、当該兄弟姉妹が 16 歳に達しているか、LBP が当該兄弟姉妹に関して本条約に定める監護の権利を有していない場合である）。
74. 兄弟姉妹との別離は、それぞれの子にとって困難で混乱を引き起こすものとなる場合もある。しかしながら、第 13 条 1 項(b)の分析の焦点は、そのような別離が返還による重大な危険を構成するような方法及び程度により子に影響を与えることとなるか否かにある¹¹⁰。この分析は、「最善の利益」分析に代替させることなく、それぞれの子について実施されなければならない¹¹¹。したがって、ある一人の子の不返還（不返還の法的根拠を問わない）に起因する兄弟姉妹の別離は、通常、その他の子に対する重大な危険の存在を確定させるものではない¹¹²。
75. 第 72 段に記載のとおり、一般に、重大な危険を証明するために、親自らが不法な連れ去り又は留置を通じて生み出した子に対する潜在的に有害な状態にとどまり続けることが許容されるべきではない。これは、子と親との別離の結果としての害悪の重大な危険が生じたという主張のみならず、兄弟姉妹との別離により重大な危険が生じたという主張についても適用される。したがって、いずれの場合にも裁判所は、兄弟姉妹のうち一人のみの返還により生じ得る当該兄弟姉妹との別離に関する主張が、TP の行動又は振る舞いに起因するか否かを考慮しなければならない。

¹⁰⁹ *L.L. の件において（子）*, 2000 年 5 月 22 日、ニューヨーク家庭裁判所（アメリカ）[INCADAT 参照コード：HC/E/USs 273] 等参照。

¹¹⁰ *O. 対 O.* 2002 SC 430、2002 年 5 月 3 日、スコットランド民事控訴院外院（イギリス）[INCADAT 参照コード：HC/E/UKs 507] 等参照。本件において、子供達が、特に TP の新しいパートナーの 3 人の子供達から引き離されることによって、アイルランドに戻ることに困難を感じるようになる旨の主張がなされたが、特定の、又は明確な心身の害悪の重大な危険は証明されなかった。*T. の件（奪取：返還に対する子の異議）* [2000] 2 F.L.R. 192、2000 年 4 月 18 日、イングランド及びウェールズ控訴院（イギリス）[INCADAT 参照コード：HC/E/UKe 270] も参照。本件において裁判所は、下の子を一人で返還することは当該子を耐え難い状態に置くこととなると判決した。当該子とその姉は辛い日々を共に過ごしてきており、当該子は、時には彼の『小さいお母さん』であった姉に依存していた。このような状況において裁判所は、下の子に対する重大な危険が証明されたと断定した。

¹¹¹ *チョークリー対チョークリー* (1995) ORFL (4th) 422、1995 年 1 月 13 日、マニトバ州控訴裁判所（カナダ）[INCADAT 参照コード：HC/E/CA 14] において裁判所は、第 13 条が返還申請の対象となる「子」に適用されることを強調した。当該裁判所は、「子供達」又は「兄弟姉妹」のことは口にしなかった。

¹¹² *LM 対 MM・ニーボー*、RFamA 2338/09、2009 年 6 月 3 日、最高裁判所（イスラエル）[INCADAT 参照コード：HC/E/IL 1037] 等参照。

(例えば、TP が兄弟姉妹のうち本条約の適用を受けない状態にある子の不返還を実質的に決定しており¹¹³、そのような決定が、返還が不可能であるか当該子に害悪をもたらすこととなるという理由によってではなく、もし係争中のその他の子につき裁判所により返還が命じられた場合には、それによって兄弟分離が生じるという理由で当該その他の子に対する重大な危険を主張するために行われたような場合)。このような場合、裁判所は、重大な危険の主張について評価する際、親が自己の行動又は振る舞いに起因する状態から利益を得ることを許さないよう特に注意するべきである¹¹⁴。

76. 特に、兄弟姉妹の分離が絡む事案の特有の問題点として、裁判所は、返還命令が必ずしも他の子らとの交流の喪失という結果をもたらしたり、兄弟姉妹の永遠の離別を招いたりするわけではないということも考慮するべきである¹¹⁵。当該兄弟姉妹が対面その他の手段での交流を維持することは、合意又は常居所地国の裁判所若しくは返還手続を審議する裁判所による命令のいずれかによって可能であることもある。裁判所は、常居所地国の裁判所こそが返還時の監護手続における完全な最善の利益評価の一環として、兄弟姉妹がどこに住むべきか、また兄弟姉妹と一緒に住むべきか否かを考慮する機会を持つということを留意すべきである。

¹¹³ 上記第 73 段参照。

¹¹⁴ *DZ 対 YVAMVD*、RFAmA 2270、2013 年 5 月 30 日、イスラエル最高裁判所 [INCADAT 参照コード: HC/E/IL/1211] 等参照。

¹¹⁵ *K.M.A. 対司法長官* (上記注 79 参照) 等参照。



III

第 13 条 1 項(b) 案件における 裁判所のための グッドプラクティス

77. 本節で共有されるグッドプラクティスは、締約国それぞれの関連する法律及び手続の下で適切でありかつ許容され、裁判所が特定の事案の解決に当たって適当であると考える場合に限り、考慮されるべき性質のものである。

1. 基本的な原則：効果的なケースマネジメント

78. 本節の目的は、重大な危険の主張に、高度に重点的かつ迅速な手段で効果的に対処できるよう、裁判所の能力を促進するためのグッドプラクティスがどのようなものであるかを確認することである。グッドプラクティスは、裁判所の審理が返還手続の限られた対象及び範囲（重大な危険の例外を含む）に重点を置いたまま行われることを確実にし、迅速な解決を実現するための努力の中で、効果的なケースマネジメントの一環として提示される。
79. 効果的なケースマネジメントにより、裁判所は、事件を迅速に審理する準備を行い、手続において不当な遅れが生じないようにするために、事件の管理及び経過を監督し計画することが可能となる。これは、返還手続の初期段階で、また必要に応じて当該手続全体を通して行われる、当事者又はその弁護士と裁判所の間のコミュニケーションや協議を含むものである。
80. ケースマネジメントは、できる限り早期に開始され、少なくとも返還に関する決定まで、さらには国内の法律及び手続に基づき適当である場合には、執行段階での裁判所の役割に応じて命令が執行されるかその他の方法で実行されるまで、継続的に実施されるべきである。本条約に基づき開始された手続をできる限り迅速に行うことは、裁判官の責任である。これには、決定をできる限り早く言い渡し、できる限り早く確実に効力が生じるような形態で命令が出されるようにするためのすべての措置を講じることが含まれる。
81. 効果的なケースマネジメントの一環として、裁判所は、関連する法律及び手続に基づき適当である場合には以下を行うべきである。
- 当事者が関連する証拠を提示できるよう、手続の初期段階で争点を特定すること
 - 両当事者の主張のほか、子の返還の手配を容易にするだけでなく、重大な危険に対処するための保護的措置の利用可能性に関して、要請を受けた国の中央当局又は要請を行った国の中央当局から（又はこれらを通して）情報又は援助を取得することができるか否かを検討すること
 - 両当事者の主張のほか、子の返還の手配を容易にするだけでなく、重大な危険に対処するための保護的措置の利用可能性に関して、可能な場合には情報や援助を IHNJ 又は利用できる場合には DJC¹¹⁶を通して取得することができるか否かを検討すること

¹¹⁶ 『司法連絡に関する新手引き』（前掲注1）参照。

2. 適切なケースマネジメントのプラクティス

a. 関連する争点の早期の特定

82. 関連する争点を正確に特定することは、どのような性質の証拠や主張がどの程度裁判所に提出されるべきかを明確にする手段として重要である。早期のケースマネジメントの一環として¹¹⁷、裁判官は、関連する法律及び手続に基づき適当である場合には以下を行うべきである。

- 関連する争点は何であるか特定すること
- 争いのある事項を特定し、また、重大な危険の例外が主張された場合には、当事者の主張、立証をその例外の限定的な範囲の中で関連するものに限定するよう計らうこと
- 当事者が何の情報又は証拠を提出しようとしているのかを特定すること
- 争いのない事実を特定すること

b. 話し合いによる解決

83. 効果的なケースマネジメントは、紛争解決について協議すること、及び裁判以外の手続において紛争を解決する機会を当事者に提供することを伴う¹¹⁸。調停¹¹⁹その他の形態の ADR のメカニズムは、各国の関連する法律、手続及び慣行次第では、子の返還又は不返還の取決めについて、また適当な場合には重要事項（要請を受けた国への子の移転及び LBP との交流に関する手配が含まれることもある）について、両当事者が合意する際の一助として利用できる可能性がある。返還手続の初期のケースマネジメントの一環として、調停その他の形態の ADR のメカニズムが利用できる場合、裁判所は、関連する法律及び手続に基づき適当である場合には以下を行うべきである。

- 調停その他の形態の ADR のメカニズムが適切であるか否か、通常求められる程度に慎重に評価すること¹²⁰。こうした評価は、DV 又は家庭内暴力による重大な危険の主張が行われている場合、その特定の事案が調停に適しているかどうか証明するのに特に重要なものとなり得る¹²¹。

¹¹⁷ 多くの法域において、これらの問題に対処するために予審が編成されている。

¹¹⁸ 例えば、オランダにおいて、TP と LBP との間の調停は、ハーグ返還手続に組み込まれている。『国際的な子の保護に関する裁判官のニュースレター』第 XVI 巻、2010 年春（HCCH ウェブサイト<www.hcch.net>の「Publications（刊行物）」ページ内の「Judges' Newsletter（裁判官のニュースレター）」から閲覧可能）45 頁～48 頁における、KL・ヴェールンク及び RG・デ・ラング - テグラー参照。

¹¹⁹ 国際的な子の奪取案件における調停について、『HCCH1980 年ハーグ子の奪取条約に基づく優良実践指針——調停』、ハーグ、2012 年（以下、『調停に関する優良実践指針』という。）参照（HCCH ウェブサイトの注 6 に示される経路からも閲覧可能）。

¹²⁰ 概して、調停への関与がいずれの当事者の不利益にもならないことが重要であり、また各案件において、当該案件が調停に適しているかに関する評価が行われるべきである。同書、特に第 1.2 節及び第 2.1 節並びに第 10 章参照。

¹²¹ いくつかの国では、DV が申し立てられている案件においては、（当該申し立てが真実と証明されているか否かを問わず）調停が認められていないか、ある特定の条件が適用される場合にのみ調停が認められる。例えば、スペイン

- 当事者に調停その他の形態の ADR のメカニズムについて検討するよう勧めること
- 調停その他の形態の ADR のメカニズムが適当とみなされ、かつ必要な専門的知識を入手できる場合、厳格な時間枠を設定することにより、そのようなメカニズムが返還手続の継続及び適時の結審を不当に遅らせることがないようにすること¹²²。例えば、LBP が法廷での審問に直接参加する意向である場合は、当該親が要請を受けた国に来ることとなるので、調停を法廷での審問前の非常に短時間の枠で実施することが可能になる。この場合に援助を提供する調停者は、非常に急な連絡にも対応できるよう準備しておくべきである。

予備的司法評価の後、調停への適正に関する詳細な評価が、資格を有する調停者によって行われるべきである。

c. 当事者の手続参加

84. 法律上の代理人の有無に関係なくすべての当事者が完全に参加できるように、また不当な遅延を生じさせることなく効果的にすべての情報又は証拠を提出できるように公平性を確保することは、効果的なケースマネジメントの重要な機能である。関連する法律及び手続に基づき適当である場合、裁判所は、できる限り早期に特に以下のことを行うべきである。

- LBP が返還に異議を申し立てる当事者の主張を通じて又は弁護士若しくは適当な場合には中央当局を通じて、重大な危険の主張がどのような性質の主張であるのかにつき認識しているか、また裁判所の定める方法で手続に参加することができるかを確認すること¹²³
- 特に申請者が中央当局又は検察官である場合（可能な場合）、LBP 本人が直接出廷するのか、又は代理人を選任するのかを確認すること
- 法令にまだ定めがないものの、可能な場合には、当事者がどの手続によって文書を閲覧、交換及び送達するかを決定すること

においては、*Ley Orgánica 1/2004* に基づき、DV の存在が主張されている案件においては調停は実施されない。アメリカ合衆国においては、各州が調停に適用される異なる規則を有しており、当該規則には、DV に関する主張を伴う案件の取り扱いに関するものが含まれる場合がある。いくつかの調停プログラムでは、深刻な DV に関わる案件においては調停は実施されない。スペイン及びアメリカ合衆国の国別プロフィール（前掲注 39）第 19.4 節参照。『調停に関する優良実践指針』（前掲注 119）第 10 章第 266 段も参照。

¹²² 『調停に関する優良実践指針』（同書）、第 2.1 節参照。「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年 10 月 25 日付ハーグ条約の運用を見直すための特別委員会第 4 回会合の結論及び勧告（2001 年 3 月 22 日～28 日）」、C&R No 1.11 も参照。本書には、「子の任意による返還の確保を助けるために、又は問題の友好的な解決をもたらすために用いられる措置は、返還手続における不当な遅延につながるものであるべきではない」と記載されている。このことは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年 10 月 25 日付ハーグ条約の運用並びに親責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する 1996 年 10 月 19 日付ハーグ条約の実務上の実施を見直すための特別委員会第 5 回会合の結論及び勧告（2006 年 10 月 30 日～11 月 9 日）」、C&R No 1.3.1 でも再確認されている。1980 年条約の運用を見直すための特別委員会の結論及び勧告はすべて、HCCH ウェブサイトにおいて閲覧可能（注 17 に示される経路参照）。

¹²³ 出席することは、両当事者にとって利益がある。出席できない場合、いくつかの法域では、関係国の関連する法律及び手続に従って、テレビ会議等のその他の連絡手段が提供される。

85. 法律上の代理は、特に専門の弁護士によって行われる場合には、常に有益であるが、返還手続の当事者が法律上の代理人を選任する義務を負うのかどうか、また法的支援又はプロボノの代理人を利用することができるかどうかは、関連する国内の法律及び慣行によって決まる¹²⁴。

d. 子の手続参加

86. 本条約の採択以降、国際的な法的枠組みは変化してきた。例えば、世界レベルでは、UNCRC の採択は、UNCRC の締約国でもある法域において第 13 条 1 項(b)の例外が主張される場合を含め、1980 年条約に基づく子の返還手続への参加といった問題に影響を与えてきた¹²⁵。
87. 子が直接聴取されるのか否か、また、聴取されるとしてもどのような形式で聴取されるのか、当該子の意見がどのように取得され、法廷に提出されるのかについては、締約国国内の手続及び慣行によって異なる。子が裁判所から直接聴取される国もあれば、子が専門家による面接を受け、その後専門家が当該子の意見を裁判所に報告する国もある。この場合、子を聴取又は面接する者は、この職務に関する適切な資格を有しているべきであり、また 1980 年条約、返還手続についての知識や第 13 条 1 項(b)の例外の限られた範囲について特定の知識を持っている必要がある¹²⁶。
88. 効果的なケースマネジメントの一環として、裁判所は、関連する法律及び手続に基づき適当である場合には以下を行うべきである。

¹²⁴ 第 26 条及び第 42 条の規定に従って第 26 条に留保を付しており、したがって関連する法的援助制度に定められる場合を除くほか無料の法的援助を提供する義務を負わない国の状態表参照。本条約では、第 7 条 2 項(g)において、中央当局は、直接に又は仲介者を通じて、「状況により必要とされる場合には、法律に関する援助及び助言（弁護士その他法律に関する助言者の参加を含む。）を提供し、又はこれらの提供について便宜を与えること」を目的として、全ての適当な措置をとることが定められている。詳細については、『中央当局の業務に関する優良実践指針』（前掲注 6）第 4.13 節等参照。いずれにせよ、裁判所は、各当事者が（法律上の代理人を立てているか否かにかかわらず）証拠を提示しこれに異議を申し立て、またその提出物を裁判所に検討させる公平な機会を確実に与えられるようにしなければならない。返還申請に関連する法律上の代理及び援助に関する情報が、国別プロフィール（前掲注 39）第 8 節に記載されている。

¹²⁵ UNCRC 第 12 条等参照。地域レベルにおいては、欧州連合（EU）内でのブリュッセル IIa 規則の採択は、当該規則が適用可能な場合、返還手続は EU 加盟国内で実行されるべきであるという方向性を示した（規則（EC）第 1347/2000 を廃止する、婚姻事項及び親責任に関する事項における管轄権並びに判決の承認及び執行に関する 2003 年 11 月 27 日付理事会規則（EC）第 2201/2003 参照。特に、当該規則第 11 条参照。ブリュッセル IIa 規則は、デンマークを除く EU 加盟国すべてにおいて直接適用可能である。当該規則は、2019 年 6 月 25 日付規則（EU）第 2019/1111（上記注 64 参照）により改正され置き換えられた。当該改正では、子の意見を述べる機会を提供される権利がよりいっそう強化された）。

¹²⁶ 「1980 年及び 1996 年 HCCH 条約の実務上の運用に関する特別委員会第 6 回会合の結論及び勧告」も参照（注 17 に示される経路参照）。

- 利用可能かつ適当である場合、独立した子の手続代理人を選任することを検討すること¹²⁷
- 子の年齢及び成熟の度合いを考慮して適時適切な方法で、進行中のプロセス及び予想される結果について直接子に知らせるか、又は両親、子の手続代理人若しくは選任された専門家に対して子に知らせよう働きかけること
- 子の意見を取得した場合、裁判所が当該子の意見にどの程度の重要性を認めるべきかを決定する際の一助となるように、適切な資格を有する専門家が作成した（返還手続の限られた範囲に適合した）家族報告書等の手段について検討すること
- 子の意見を取得するための決定が行われた場合、厳格な時間枠を設定することにより、子の意見を取得するプロセスが返還手続の検討において不当な遅延を生じさせないようにすること

e. 証拠

89. 効果的なケースマネジメントの全体的な目標の 1 つは、関連する証拠のみを裁判所が採用すること、並びに情報の収集及び証拠の提示が不当な遅延を招かないようにすることである。本節で述べられるグッドプラクティスは、裁判所がこれらの目標を達成する際の一助となることを意図するものである。

f. 証拠としての専門家

90. 特に証拠としての専門家に関して、その利用は、重大な危険の例外の性質に適い、かつその限定的な範囲内にあるものに限られるべきである。適切なケースマネジメントのプラクティスの一環として、裁判所は、関連する法律及び手続に基づき適当である場合、また特定の案件において適当である場合、以下を行うべきである。
- 本条約、返還手続及び重大な危険の例外特有の性質に精通している、また急な連絡に対応できるであろう、適切な専門家のリストの作成を検討すること
 - 両当事者が証拠としての専門家を提示しようとする場合、各当事者が専門家を連れてくるよりも、双方で合意された又は裁判所により選任された（適用可能な場合）、適切な資格を有する 1 人の専門家をを用いることを奨励すること
 - できる限り早期に、当事者とともに、重大な危険の主張に関する問題が専門家の意見又は証拠を必要とするか否かについて評価・検討すること。専門家の意見が必要であるとみなされた場合には、以下を行うものとする。

¹²⁷ オランダにおいて、民法第 1 巻第 250 条に基づく現在有効な慣行は、3 歳以上の子に関わるすべての HCCH 条約案件において「訴訟後見人」が選任される、というものである。この訴訟後見人（通常、（児童）心理学者又は登録調停員）は、子の意見を述べることにより、また子の成熟や、子が遠慮なく思うことを述べるように思われる措置を評価することにより、その後の手続（第一審及び上訴）の間、子の代理を務める。同一の慣行がドイツにおいても行われている。そこでは、「Verfahrensbeistand」（訴訟後見人）が、ドイツ家事事件及び非訟事件手続法第 158 節に基づき、1980 年条約に基づく手続において正式に選任される。

- 例えば、指令書、裁判所命令又はブリーフィングの方法によって、専門的知識が求められる当該具体的な問題を特定すること
 - 当事者及び専門家に、返還手続の限定的な目的及び重大な危険の例外の焦点が狭いものであることについて、また専門家の意見又は証拠の提示を希望する問題を厳密に限定する必要性について、再認識させること
 - 不当な遅延が生じないようにするために、必要に応じて、口頭又は書面により、専門家の意見が裁判所又は当事者に提出されなければならない期限を設定すること
 - 裁判所が専門家を選任する権限を有する場合、適当な専門家を選任し、関連情報が当該専門家に確実に提供されるようにすること
 - 事件の審問を続行する期日を定め、必要に応じて、専門家が当該期日に出廷し、証拠や情報を提示できるようにすること
- 手続の不当な遅延を避けるために、専門家が書面によらずに直接又は音声若しくは視聴覚接続により口頭で報告を行う可能性について検討すること

g. 中央当局及び DJC による援助

91. 重大な危険の主張を評価する際に適当であると考えられる場合、裁判所は、関連する法律及び手続に従って、常居所地国で実施されている法的枠組又は子の保護制度についての理解を深めるために、又はある特定の事実主張を明らかにするために、中央当局を通じて追加的な情報を求めることができる¹²⁸。裁判所は、中央当局を通じて、特に子の社会的背景に関する入手可能な情報を求めることもできる場合がある。しかしながら、裁判所は、中央当局に対し、その職務及び権限を越えるような問い合わせ又は調査を求めることは避けなければならない（第 IV 節参照）。
92. 裁判所はまた、自己の管轄地域内の他の裁判官又は他の締約国の裁判官との接触を通して DJC の方法により、関連情報を取得することもできる。後者の場合、裁判所は、締約国の裁判官のうち 1 人以上のメンバーで構成されるネットワークである IHNJ に依頼することができる。IHNJ は、本条約の効果的な運用を円滑化するために、国際レベルで裁判官の間の連絡及び協力を促進する。裁判官は、HCCH ウェブサイトにおいて、その法域に IHNJ に指定された裁判官が存在するか否かを確認することができる¹²⁹。

¹²⁸ コバクス対コバクス (2002)、59 O.R. (3d) 671 (Sup. Ct.)、2002 年 4 月 23 日、オンタリオ州上位裁判所（カナダ）[INCADAT 参照コード：HC/E/CA 760] 等参照。本件において裁判所は、申し立てられたとおり申請者が有罪と宣告され判決を下されたのか、また当該有罪宣告に関する判決が確かなものであるのかを確定するために、常居所地国において利用できる最も効果的な手段を講じるよう、1980 年条約のカナダ連邦中央当局に共同で要請するように、両当事者の弁護士に命じた。M.G. 対 R.F.、2002 R.J.Q. 2132、2002 年 8 月 23 日、ケベック州控訴裁判所（カナダ）[INCADAT 参照コード：HC/E/CA 762] も参照。本件において裁判所は、要請を受けた国の中央当局の代理を務める弁護士から、TP は、たとえ最長 6 カ月間その法域を離れなければならないとしても、要請を受けた国によって支給される経済的支援を引き続き利用することができる、との連絡を受け、それによって TP による財源その他が不足しているとの申し立てを打開した。

¹²⁹ HCCH ウェブサイト（注 34 に示される経路）から閲覧可能な「IHNJ メンバーリスト」参照。

もし存在する場合、裁判官は、当該ネットワークを通じて DJC を開始するために、その IHNJ メンバーと連絡を取ったり、そのための支援を得たりするべきである。DJC の開始を検討している裁判官は、HCCH が発刊した文書である「司法連絡に関する新手引き及び一般原則」を参照することが求められる¹³⁰。関連する法律及び手続に基づき適当である場合、中央当局は、DJC を促進する手助けを行うこともできる。

¹³⁰ 『司法連絡に関する新手引き』（前掲注 1）参照。



IV

第 13 条 1 項(b) 案件における 中央当局のための グッドプラクティス

93. 本節で共有されるグッドプラクティスは、締約国それぞれの関連する法律及び手続に基づき認められる場合に限り、考慮されるべきである。さらに、本節で共有されるグッドプラクティスは、本条約（第 7 条）に規定される義務を超えて締約国の中央当局に強制的な義務を課すものではない。

1. 中央当局の一般的義務——協力及び情報の提供

94. 中央当局の重要な職務は、子の安全な返還を実現するための司法上又は行政上の手続の開始について便宜を与えるすべての適当な措置をとることである（第 7 条 2 項(f)及び(h)）。中央当局がこの義務を全うする方法は、中央当局が国内で与えられる役割並びに中央当局設立の根拠となる国内法令により付与される職務及び権限に応じて、締約国ごとに異なる。1 つの顕著な違いは、中央当局又は検察官が申立書を裁判所に提出して返還手続を開始する国がある一方、LBP が裁判所に申し立てを行う国もあるということである。
95. 中央当局の責任の一部として、中央当局は、子の迅速な返還を確保するため、相互に協力し、及び国内の当局の間の協力を促進する義務を負う（第 7 条 1 項）。第 13 条 1 項(b)の例外が主張された場合、こうした中央当局間の協力により、重大な危険から子を保護する保護的措置の利用可能性に関する情報を提供せよとの裁判所からの要請に対し、中央当局が関係法令に従って迅速に対応することが可能になる。妥当かつ適当であり、また法律により許容される場合、中央当局は、子の社会的背景に関する情報を交換することもできる（第 7 条 2 項(d)）。

2. 重大な危険の例外に関する中央当局の限られた役割

96. 第 13 条 1 項(b)に基づく主張を含め、事実上及び法律上の問題の評価は、返還申請について決定を行う裁判所の独占的事項である¹³¹。このことは、何が中央当局の役割でないのかを定義する上で重要である。つまり、第 13 条 1 項(b)の主張を評価したり、こうした主張の評価に基づいて行動したりするのは、中央当局ではないということになる¹³²。

¹³¹ 以下参照。「1980 年子の奪取条約及び 1996 年子の保護条約に関するこれまでの特別委員会（SC）会合の結論及び勧告一覧（1989 年（第 1 回 SC）、1993 年（第 2 回 SC）、1997 年（第 3 回 SC）」、2001 年（第 4 回 SC）」、2002 年（フォローアップ SC）」、2006 年（第 5 回 SC）」、2011 年～2012 年（第 6 回 SC）」、1980 年子の奪取条約及び 1996 年子の保護条約の実務上の運用に関する特別委員会第 7 回会合（2017 年 10 月）のための 2017 年 7 月付予備文書第 6 号、項目番号 38、「特別委員会は、以下を再度強調する。(a)申請の受理に関して職務を遂行する際、中央当局は、事実上及び法律上の問題（常居所、監護の権利の存在、DV の申し立て等）の評価は通常、返還申請について決定を行う裁判所その他権限のある当局により実施されるという事実を尊重すべきである。(b)（省略）」（2011 SC C&R No 13 & 2006 SC C&R No 1.1.3（HCCH ウェブサイトの注 17 に示される経路から閲覧可能）参照）。

¹³² したがって、中央当局に返還申請を受理しない非常に限定的な裁量を付与する本条約第 27 条は、中央当局が重大な危険の申し立てに基づき返還申請の受理を拒否することを可能にするものと解釈されるべきではない。

したがって、特に中央当局自身又は代理人が裁判所での手続の開始を任されている国の中央当局は、不要な指導力を発揮して手続を遅らせることのないよう気をつけなければならない。しかしながら、その職務及び権限の範囲内であり、また司法手続の開始を遅らせることがない場合、中央当局は、適時に裁判所を助け、情報収集の手続を延期せざるを得ない状態を回避するために、必要となりそうな、又は要請されそうな情報を収集するための措置を、返還手続の早期の段階でとるべきである。

3. 要請を行った国の中央当局のグッドプラクティス

97. グッドプラクティスとして、要請を受け、かつ関連する法律及び手続に基づき適当である場合、要請を行った国の中央当局は、以下を行う準備をしておくべきである。

- 自己の管轄地域における法律及び手続に関する情報を提供すること
- 子の社会的背景に関する報告を提供すること。ただし、この情報を共有することが妥当かつ適当であり、また法律により許容される場合に限る。
- 妥当かつ適当であり、また法律により許容される場合、要請に応じて、要請を行った国の特定の状況に関する情報を回答という形で提供すること
- 要請に応じて、子の安全な返還を確保するための必要かつ適当な行政上の措置の実施に関する情報を提供し、またこのような実施を促進すること
- 不当な遅延を引き起こさないために、可能な限り最短の時間枠内で行動し、裁判所により確認された期限を尊重するのに必要なすべての措置をとること。また、要請に応じて、保護的措置の有効性を可能な限り促進するために、要請を行った国の当局に情報を提供すること（子の差し迫った到着を関係する福祉当局に通知し、重大な危険に対処するために必要な行動をとれるようにすること等）。

4. 要請を受けた国の中央当局のグッドプラクティス

98. グッドプラクティスの一環として、要請を受けた国の中央当局は、関連する法律及び手続に基づき適当である場合、以下を行う準備をしておくべきである。

- 裁判所から要請された情報及び当該情報の提供のために裁判所が設定した時間枠について、要請を行った国の中央当局に直ちに知らせること
- 子を重大な危険から保護し、子の安全な返還を促進するために、進捗及び結果を含む関連事項、並びに子の返還命令、ミラーオーダー、その他の命令に関して裁判所が定める要件を、定期的かつ必要に応じて要請を行った国の中央当局に知らせること
- 不当な遅延を引き起こさないために、可能な限り最短の時間枠内で行動し、裁判所により確認された期限を尊重するのに必要なすべての措置をとること



V

有用な資料

99. 第 13 条 1 項(b)の解釈及び適用の知識及び理解を身に付け、高めていくために、裁判所、中央当局及びその他関係先は、以下の資料を参照することができる。

1. 1980 年条約に関する解説報告書

100. 「解説報告書」¹³³では、特に、本条約の準備作業及び締結の状況に関する情報が提供されており、本条約を解釈するための補助的手段として利用することができる¹³⁴。

2. 第 14 回会合（1980 年）の記録

101. 「解説報告書」が収められている『第 14 回会合の記録』¹³⁵には、予備文書、当該会議に参加した代表団により作成された作業文書、当該会議の会合議事録等、本条約本文の採択につながるすべての準備作業も収録されている。これらの文書は、本条約を解釈するための補助的手段として利用することができる¹³⁶。

3. 国際的な子の連れ去り事件のデータベース（INCADAT）

102. INCADAT と¹³⁷は、本条約の相互理解及びより一貫した解釈を促進するために開設されたデータベースである。英語、フランス語及びスペイン語にて、オンラインにより無料で利用できる。INCADAT には、世界各国から寄せられた国際的な子の奪取に関連する重要な決定の要約及び全文が収録されている。また、第 13 条 1 項(b)を含め、返還手続において頻繁に訴訟及び司法的解釈の主題となる問題に関する簡明な法的分析の概要も提供されている¹³⁸。

¹³³ 前掲注 10。

¹³⁴ 『条約についての法に関する 1969 年 5 月 23 日付ウィーン条約』第 31 条参照。

¹³⁵ 前掲注 10。

¹³⁶ 『条約についての法に関する 1969 年 5 月 23 日付ウィーン条約』第 32 条参照。

¹³⁷ <www.incadat.com>から閲覧可能。

¹³⁸ 第 13 条 1 項(b)に関する分析については、HCCH ウェブサイト<www.hcch.net>の「Child Abduction（子の奪取）」ページ内の「The Convention（本条約）」次に「Case Law Analysis（判例法分析）」次に「Exceptions to Return（返還の例外）」次に「Grave Risk of Harm（害悪の重大な危険）」参照。

4. HCCH により刊行されたグッドプラクティスガイド

103. HCCH は、最新の本ガイドの他に、本条約に係る 6 つのグッドプラクティスガイド¹³⁹を刊行している。これらは、裁判所、中央当局及びその他関係機関が第 13 条 1 項(b)を解釈及び適用する際の一助となる。

- 1980 年ハーグ子の奪取条約に基づくグッドプラクティスガイド：第 I 部——中央当局の業務
- 1980 年ハーグ子の奪取条約に基づくグッドプラクティスガイド：第 II 部——措置の実施
- 1980 年ハーグ子の奪取条約に基づくグッドプラクティスガイド：第 III 部——予防的措置
- 1980 年ハーグ子の奪取条約に基づくグッドプラクティスガイド：第 IV 部——執行
- 1980 年ハーグ子の奪取条約に基づくグッドプラクティスガイド：第 V 部——調停
- 国境を越えた子らとの交流——一般原則及びグッドプラクティスガイド

5. ハーグ裁判官ネットワーク (IHJN)

104. 家庭問題を専門に扱う IHJN の創設は、1998 年国際的な子の保護に関する裁判官のためのデ・ロウエンベルグセミナーで初めて提案された。様々な法域における関連当局（様々な法文化における適当な裁判所長その他の役人等）が、（少なくとも最初のうちは）1980 年条約に関連する問題に関して、自国の中央当局、自己の管轄地域内の他の裁判官及び他の締約国の裁判官との連絡通信ルートとしての役目を務めるメンバーを、裁判官から 1 人以上指定することが勧告された。IHJN は、本条約の効果的な運用を確保するために、国際レベルで裁判官の間の連絡及び協力を促進する。裁判官は、HCCH ウェブサイトにおいて閲覧可能な「IHJN メンバーリスト」を参照することが求められる¹⁴⁰。

6. 国際的な子の保護に関する裁判官のニュースレター

105. 『裁判官のニュースレター』は、国際的な子の保護の分野において、司法協力に関する情報の伝達を保証する。当該ニュースレターは、HCCH によって 1999 年に最初に刊行された。現在、このニュースレターは、半年ごとに刊行されている¹⁴¹。

¹³⁹ これらすべての刊行物は、HCCH ウェブサイト<www.hcch.net>の「Publications（刊行物）」ページ内の「Guides to Good Practice（優良実践指針）」から閲覧可能。

¹⁴⁰ HCCH ウェブサイトにおいて閲覧可能な「IHJN メンバーリスト」参照（注 34 に示される経路参照）。

¹⁴¹ 『裁判官のニュースレター』全巻が英語及びフランス語で、またある特定の巻はスペイン語で、HCCH ウェブサイトにおいて閲覧可能（注 118 に示される経路参照）。『裁判官のニュースレター』第 V 巻では、特に第 13 条 1 項(b)に焦点が当てられている。

7. 各国当局が発行する文書

106. 各国の司法当局は、長年に亘って、これら複雑な案件を取り扱う裁判所の一助となるよう、以下のような説示集及び類似の文書を刊行している。

- カナダ国立司法研究所により刊行された電子説示集¹⁴²
- オーストラリア国内 DV 及び家庭内暴力説示集¹⁴³
- 国際的な子の奪取条約の運用に関するアルゼンチン議定書¹⁴⁴
- ブラジル司法長官事務局により刊行された電子指針¹⁴⁵

¹⁴² 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年ハーグ条約、国立司法研究所電子説示集、国立司法研究所、2018 年 5 月更新。

¹⁴³ この説示集は、<<https://aija.org.au/publications/national-domestic-and-family-violencebench-book/>>で閲覧可能（最終参照日：2020 年 2 月 5 日）。

¹⁴⁴ *Protocolo de actuación para el funcionamiento de los convenios de sustracción internacional de niños*、2017 年 4 月 28 日承認。当該議定書は、アルゼンチン最高裁判所のウェブサイト<<http://www.cij.gov.ar/adj/pdfs/ADJ-0.305074001493756538.pdf>>で閲覧可能（最終参照日：2020 年 2 月 5 日）。

¹⁴⁵ この指針は、<http://www.agu.gov.br/page/content/detail/id_conteudo/157035>で閲覧可能（最終参照日：2020 年 2 月 5 日）。



引用判例索引

Index of cited case law

All the decisions cited in this Guide and referenced below are available on INCADAT¹⁴⁶ with a full text of the decision in its original language as well as a summary of it in either English, French or Spanish, a combination of two of these languages, or in all three languages. The individual INCADAT Reference Number indicated in square brackets allows easy access to a decision by entering this number in the relevant search field.

Figures refer to page numbers.

Argentina

<i>A. v. A.</i> , 5 October 2001, Buenos Aires Court of First Instance (Argentina) [INCADAT Reference: HC/E/AR 487] -----	41, 42
<i>E.S. s/ Reintegro de hijo</i> , 11 June 2013, <i>Corte Suprema de Justicia de la Nación</i> (Argentina) [INCADAT Reference: HC/E/AR 1305] -----	31
<i>G., P. C. c. H., S. M. s/ reintegro de hijos</i> , 22 August 2012, <i>Corte Suprema de Justicia de la Nación</i> (Argentina) [INCADAT Reference: HC/E/AR 1315] -----	40, 48

Australia

<i>Director General, Department of Community Services Central Authority v. J.C. and J.C. and T.C.</i> , 11 July 1996, Full Court of the Family Court of Australia at Sydney (Australia) [INCADAT Reference: HC/E/AU 68] -----	48
<i>Director-General Department of Families, Youth and Community Care and Hobbs</i> , 24 September 1999, Family Court of Australia at Brisbane (Australia) [INCADAT Reference: HC/E/AU 294] -----	47
<i>Director-General, Department of Families v. R.S.P.</i> [2003] FamCA 623, 26 August 2003, Full Court of the Family Court of Australia (Australia) [INCADAT Reference: HC/E/AU 544] -----	47
<i>DP v. Commonwealth Central Authority</i> , [2001] HC 39, (2001) 180 ALR 402 (Australia) [INCADAT Reference HC/E/AU 346] -----	42
<i>Gsponer v. Johnson</i> , 23 December 1988, Full Court of the Family Court of Australia at Melbourne (Australia) [INCADAT Reference: HC/E/AU 255] -----	31
<i>H.Z. v. State Central Authority</i> , 6 July 2006, Full Court of the Family Court of Australia at Melbourne (Australia) [INCADAT Reference: HC/E/AU 876] -----	27
<i>Police Commissioner of South Australia v. H.</i> , 6 August 1993, Family Court of Australia at Adelaide (Australia) [INCADAT Reference: HC/E/AU 260] -----	40
<i>State Central Authority v. Maynard</i> , 9 March 2003, Family Court of Australia (Australia) [INCADAT Reference: HC/E/AU 541] -----	42

¹⁴⁶ See Section V of this Guide.

<i>State Central Authority, Secretary to the Department of Human Services v. Mander</i> , 17 September 2003, Family Court of Australia (Australia) [INCADAT Reference: HC/E/AU 574]	39
---	----

Austria

2Ob90/10i, 8 July 2010, <i>Oberster Gerichtshof</i> (Austria) [INCADAT Reference: HC/E/AT 1047]	45
--	----

Belgium

No 03/3585/A, 17 April 2003, <i>Tribunal de première instance de Bruxelles</i> (Belgium) [INCADAT Reference: HC/E/BE 547]	41
No de rôle: 07/78/C, 25 January 2007, <i>Tribunal de première instance de Bruxelles</i> (Belgium) [INCADAT Reference: HC/E/BE 857]	42

Canada

<i>Achakzad v. Zmaryalai</i> [2011] W.D.F.L. 2, 20 July 2010, Ontario Court of Justice (Canada) [INCADAT Reference: HC/E/CA 1115]	39
<i>Chalkley v. Chalkley</i> (1995) ORFL (4th) 422, 13 January 1995, Court of Appeal of Manitoba (Canada) [INCADAT Reference: HC/E/CA 14]	48
<i>J.D. v. P.D.</i> , (2010) ONCJ 410, 9 September 2010, Ontario Court of Justice (Canada) [INCADAT Reference: HC/E/CA 1421]	34
<i>Kovacs v. Kovacs</i> (2002), 59 O.R. (3d) 671 (Sup. Ct.), 23 April 2002, Ontario Superior Court of Justice (Canada) [INCADAT Reference: HC/E/CA 760]	58
<i>M.G. v. R.F.</i> , 2002 R.J.Q. 2132, 23 August 2002, Quebec Court of Appeal (Canada) [INCADAT Reference: HC/E/CA 762]	58
<i>Mbuyi v. Ngulula</i> , (2018) MBQB 176, 8 November 2018, Court of Queen's Bench of Manitoba (Canada) [INCADAT Reference: HC/E/CA 1416]	34, 39
<i>Office of the Children's Lawyer v. Balev</i> , 2018 SCC 16, Supreme Court of Canada (Canada) [INCADAT Reference: HC/E/CA 1389]	16
<i>Thomson v. Thomson</i> , [1994] 3 SCR 551, 20 October 1994, Supreme Court of Canada (Canada) [INCADAT Reference: HC/E/CA 11]	26
<i>Solis v. Tibbo Lenoski</i> , 2015 BCCA 508 (CanLII) (Canada) [INCADAT Reference: HC/E/CA 1403]	42
<i>Y.D. v. J.B.</i> , [1996] R.D.F. 753, 17 May 1996, Superior Court of Quebec (Canada) [INCADAT Reference: HC/E/CA 369]	40

Chile

<i>N. R. c. J. M. A. V. s/ reintegro de hijo</i> , 28 February 2013, <i>Corte Suprema</i> (Chile) [INCADAT Reference: HC/E/CL 1318]	40
--	----

China

<i>EW v. LP</i> , HCMP1605/2011, 31 January 2013, High Court of the Hong Kong Special Administrative Region (China) [INCADAT Reference: HC/E/CNh 1408]	26
<i>LPQ v. LYW</i> [2014] HKCU 2976, 15 December 2014, High Court of the Hong Kong Special Administrative Region (China) [INCADAT Reference: HC/E/CNh 1302]	46

Denmark

B-2939-01, 11 January 2002, <i>Vestre Landsret</i> (Denmark) [INCADAT Reference: HC/E/DK 519]	41
V.L. B-1572-09, 23 September 2009, <i>Vestre Landsret</i> (Denmark) [INCADAT Reference: HC/E/DK 1101]	42

France

No de pourvoi 08-18126, 25 February 2009, <i>Cour de cassation</i> (France) [INCADAT Reference: HC/E/FR 1013]	40
No de pourvoi 14-17.493, 19 November 2014, <i>Cour de cassation</i> (France) [INCADAT Reference: HC/E/FR 1309]	41
No de pourvoi 17-11031, 4 May 2017, <i>Cour de cassation</i> (France) [INCADAT Reference: HC/E/FR 1346]	42
No de RG 06/00395, 30 May 2006, <i>Cour d'appel de Paris</i> (France) [INCADAT Reference: HC/E/FR 1010]	39
No de RG 08/04984, 18 February 2009, <i>Cour d'appel de Nîmes</i> (France) [INCADAT Reference: HC/E/FR 1135]	41
No de RG 11/01062, 28 June 2011, <i>Cour d'appel de Bordeaux</i> (France) [INCADAT Reference: HC/E/FR 1128]	40
No de RG 11/01437, 1 December 2011, <i>Cour d'appel d'Agen</i> (France) [INCADAT Reference: HC/E/FR 1172]	43
No de RG 11/02685, 28 June 2011, <i>Cour d'appel de Rennes</i> (France) [INCADAT Reference: HC/E/FR 1129]	41, 46
No de RG 11/02919, 19 September 2011, <i>Cour d'appel de Lyon</i> (France) [INCADAT Reference: HC/E/FR 1168]	40
No de RG 12-19382, 20 March 2013, <i>Cour de cassation</i> (France) [INCADAT Reference: HC/E/FR 1213]	40

Germany

12 UF 532/16, 6 July 2016, <i>Oberlandesgericht München Senat für Familiensachen</i> (Germany) [INCADAT Reference: HC/E/DE 1405]	27
17 UF 56/16, 4 May 2016, <i>Oberlandesgericht Stuttgart Senat für Familiensachen</i> (Germany) [INCADAT Reference: HC/E/DE 1406]	40
7 UF 660/17, 5 July 2017, <i>Oberlandesgericht Nürnberg Senat für Familiensachen</i> (Germany) [INCADAT Reference: HC/E/DE 1409]	43

Ireland

A.S. v. P.S. (Child Abduction) [1998] 2 IR 244, 26 March 1998, Supreme Court (Ireland) [INCADAT Reference: HC/E/IE 389] ----- 40

Israel

DZ v. YVAMVD, RFamA 2270, 30 May 2013, Supreme Court (Israel) [INCADAT Reference: HC/E/IL/1211] ----- 49

LM v. MM Nevo, RFamA 2338/09, 3 June 2009, Supreme Court (Israel) [INCADAT Reference: HC/E/IL 1037] ----- 48

Motion for Leave to Appeal (Family Matters) 5690/10, 10 August 2010, Supreme Court (Israel) [INCADAT Reference: HC/E/1290] ----- 44, 45

Mexico

Procedure for International Return of Children, Case No 2926/2008, 16 February 2009, *Tercera Sala Familiar del Honorable Tribunal Superior de Justicia del Distrito Federal* (Mexico) [INCADAT Reference: HC/E/MX 1038] ----- 41

Netherlands

X. (the mother) against Y. (the father), 22 February 2018, *Rechtbank 's-Gravenhage* (the Netherlands) [INCADAT Reference: HC/E/NL 1391] ----- 39

New Zealand

H. v. H. [1995] 12 FRNZ 498, 4 December 1995, High Court at Wellington (New Zealand) [INCADAT Reference: HC/E/NZ 30] ----- 45

K.M.A. v. Secretary for Justice [2007] NZFLR 891, 5 June 2007, Court of Appeal of New Zealand (New Zealand) [INCADAT Reference: HC/E/NZ 1118] ----- 40, 49

Secretary for Justice v. N., ex parte C., 4 March 2001, High Court at Wellington (New Zealand) [INCADAT Reference: HC/E/NZ 501] ----- 46

Switzerland

5A_285/2007/frs, 16 August 2007, *Tribunal fédéral, II^e cour de droit civil* (Switzerland) [INCADAT Reference: HC/E/CH 955] ----- 40

United Kingdom

F. v. M. (Abduction: Grave Risk of Harm) [2008] 2 FLR 1263, 6 February 2008, Family Division of the High Court of England and Wales (the UK) [INCADAT Reference: HC/E/UKe 1116] ----- 38, 46

O. v. O. 2002 SC 430, 3 May 2002, Outer House of the Court of Session of Scotland (the UK) [INCADAT Reference: HC/E/UKs 507] ----- 48

Re A. (Minors) (Abduction: Custody Rights) [1992] Fam 106, 12 February 1992, Court of Appeal of England and Wales (the UK) [INCADAT Reference: HC/E/UKe 48] -- 41

<i>Re C. (Abduction: Grave Risk of Psychological Harm)</i> [1999] 1 FLR 1145, 2 December 1999, Court of Appeal of England and Wales (the UK) [INCADAT Reference: HC/E/UKe 269] -----	47
<i>Re D.</i> [2006] 3 WLR 0989, 16 November 2006, United Kingdom House of Lords (England and Wales) (the UK) [INCADAT Reference: HC/E/UKe 880] -----	26
<i>Re D. (Article 13b: Non-return)</i> [2006] EWCA Civ 146, 25 January 2006, Court of Appeal of England and Wales (the UK) [INCADAT Reference: HC/E/UKe 818] -----	42
<i>Re E. (Children) (Abduction: Custody Appeal)</i> [2011] UKSC 27, [2012] 1 A.C. 144, 10 June 2011, United Kingdom Supreme Court (England and Wales) (the UK) [INCADAT Reference: HC/E/UKe 1068] -----	26, 34, 40, 46
<i>Re G. (Abduction: Withdrawal of Proceedings, Acquiescence, Habitual Residence)</i> [2007] EWHC 2807 (Fam), 30 November 2007, High Court (Family Division) of England and Wales (the UK) [INCADAT Reference: HC/E/UKe 966] -----	44
<i>Re M. and J. (Abduction) (International Judicial Collaboration)</i> [1999] 3 FCR 721, 16 August 1999, High Court of England and Wales (the UK) [INCADAT Reference: HC/E/UKe 266] -----	44
<i>Re S. (A Child) (Abduction: Rights of Custody)</i> [2012] UKSC 10, [2012] 2 A.C. 257, 14 March 2012, United Kingdom Supreme Court (England and Wales) (the UK) [INCADAT Reference: HC/E/UKe 1147] -----	47
<i>Re T. (Abduction: Child's Objections to Return)</i> [2000] 2 F.L.R. 192, 18 April 2000, Court of Appeal of England and Wales (the UK) [INCADAT Reference: HC/E/UKe 270] -----	48
<i>Re W. (A Child)</i> [2004] EWCA Civ 1366 (the UK) [INCADAT Reference: HC/E/UKe 771] --	38

United States of America

<i>Abbott v. Abbott</i> , 130 S. Ct. 1983 (2010), 17 May 2010, Supreme Court (the US) [INCADAT Reference: HC/E/USf 1029] -----	21
<i>Escaf v. Rodriguez</i> , 200 F. Supp. 2d 603 (E.D. Va. 2002), 6 May 2002, United States District Court for the Eastern District of Virginia, Alexandria Division (the US) [INCADAT Reference: HC/E/USf 798] -----	41
<i>Freier v. Freier</i> , 969 F. Supp. 436 (E.D. Mich. 1996), 4 October 1996, United States District Court for the Eastern District of Michigan, Southern Division (the US) [INCADAT Reference: HC/E/USf 133] -----	41
<i>Gomez v. Fuenmayor</i> , No 15-12075, United States Court of Appeal (11 th Circuit), 5 February 2016 (the US) [INCADAT Reference: HC/E/US 1407] -----	38
<i>In the Matter of L.L. (Children)</i> , 22 May 2000, Family Court of New York (the US) [INCADAT Reference: HC/E/USs 273] -----	48
<i>Miltiadous v. Tetervak</i> , 686 F. Supp. 2d 544 (E.D. Pa. 2010), 19 February 2010, United States District Court, Eastern Division Pennsylvania (the US) [INCADAT Reference: HC/E/US 1144] -----	37
<i>Ostevoll v. Ostevoll</i> , 2000 WL 161123 (S.D. Ohio 2000), 16 August 2000, United States District Court in Ohio (the US) [INCADAT Reference: HC/E/US 1145] -----	39
<i>Pliego v. Hayes</i> , 843 F.3d 226 (6 th Cir. 2016), 5 December 2016, Court of Appeals for the Sixth Circuit (the US) [INCADAT Reference: HC/E/US 1386] -----	46

<i>Sabogal v. Velarde</i> , 106 F. Supp. 3d 689 (2015), 20 May 2015, United States District Court for the District of Maryland (the US) [INCADAT Reference: HC/E/USf 1383]	34, 44
<i>Souratgar v. Fair</i> , 720 F.3d 96 (2 nd Cir. 2013), 13 June 2013, United States Court of Appeals for the Second Circuit, (the US) [INCADAT Reference: HC/E/US 1240]	38
<i>Tabacchi v. Harrison</i> , 2000 WL 190576 (N.D.ILL.), 2 August 2000, United States District Court for the Northern District of Illinois, Eastern Division (the US) [INCADAT Reference: HC/E/USf 465]	38
<i>Taylor v. Taylor</i> , 502 Fed.Appx. 854, 2012 WL 6631395 (C.A.11 (Fla.)) (11 th Cir. 2012), 20 December 2012, United States Court of Appeals for the Eleventh Circuit (the US) [INCADAT Reference: HC/E/US 1184]	38
Zimbabwe	
<i>Secretary for Justice v. Parker</i> , 1999 (2) ZLR 400 (H), 30 November 1999, High Court (Zimbabwe) [INCADAT Reference: HC/E/ZW 340]	38

**Hague Conference on Private International Law - HCCH
Permanent Bureau**

Churchillplein 6b
2517 JW The Hague
The Netherlands

Tel.: +31 70 363 3303
Fax: +31 70 360 4867
secretariat@hcch.net
www.hcch.net



HCCH

Connecter Protéger Coopérer Depuis 1893
Connecting Protecting Cooperating Since 1893

